

清朝中期の畿輔旗地政策（二）

——特に雍正・乾隆年間の制度上にあらわれた旗地の崩壊防止と

旗人の救濟に関する政策を中心として——

石橋秀雄

はじめに

一、旗莊地管理の強化と旗地崩壊防止策

(1) 旗莊地の再調査と管理の強化

(2) 民典旗地の回贍整理

(3) 旗地の入官

(4) 入官旗地の徵租（以上本號）

二、旗人救濟を中心とする諸政策（以下次號）

(1) 入官旗地をもつてする旗人保護政策

(1) 井田策

(2) 井田改屯策

(3) 屯田策

(2) 旗人の出旗と隨帶地・恩賞地策

結語

はじめに

清朝が入關して首都を北京に定めて以来、これに伴つて入關した旗人に北京周邊の土地を支給し、いわゆる畿輔旗地といわれるものゝ設置を見たが、それは入關旗人の經濟的安定を計るものであり、その設置は順治・康熙兩朝の間に略々整備完了したものゝ如く、旗地の多くがこの間に支給され、旗地關係諸規定が徹底され、面積單位の不統一が是正されていること

清朝中期の畿輔旗地政策（二） 石橋

などによつてこれを伺うことが出来る。ところがこの畿輔旗地にはその設置の當初より制度上の缺陷が多く、加えて相次ぐ旗人の人口増加は支給地の不足を招き、その上諸種の原因に基く旗人の生活困窮を惹起し、康熙末年には早くも禁令を犯して旗地を民人に典賣する者が多くあらわれ、旗地崩壊の兆しを見せるに至つた。このため雍正・乾隆年間には旗地の典賣が政治上の重要な問題となり、旗地崩壊の防止と旗人の救濟を圖る多くの政策が實施されるに至つてゐる。即ち旗莊地の再清査とその分割管理、典賣旗地の回贖と旗地の入官、公產地の設置や井田・屯田策の施行など一連の政策はこれを示すものであり、それは崩壊に傾く畿輔旗地の立て直しにある程度の効果をあげ得たものの、既に根本的な対策を講ずることは難かしく、嘉慶・道光年間を経て、内憂外患の交々發生する頃に至ると、もはや施すべもなく、遂に咸豐年間に至つて旗地の旗民間における交易を認める結果となり、その後再度の禁令も名目のみに終つて質質を伴い得ず、畿輔旗地は崩壊の一途を辿るに至つたのである。かくの如き經過から畿輔旗地の變遷を考察する時、その過程は順治・康熙年間を中心とする畿輔旗地の整備成立期、雍正・乾隆年間を中心とする旗地崩壊防止期とそれ以後の旗地崩壊期に分けてこれを取扱うことが出来るのであり、その初期に當る畿輔旗地の成立をめぐる諸問題については既に周藤吉之氏による詳細な究明が行われてゐるので、本稿では雍正・乾隆年間における畿地崩壊防止のための諸政策を中心に主として制度上よりこれをとりあげて考察することにしたい。そこでまず、この時代に畿輔旗地崩壊の兆しを見せはじめた事情の大要を述べ、これに對する対策としての諸政策に言及することとする。

畿輔旗地崩壊の諸事情

畿輔旗地崩壊の原因と見做されるものには大別して支給當初より内藏された制度上の缺陷、人口增加に伴う支給地の不足、旗地内部における耕作關係の變化、旗人の生活的な奢侈と墮落の四項が考えられ、それらの相關關係の中において旗地崩壊の兆が旗地典賣の形となつて具體的にあらわれ、重要な政治的問題に發展していくのである。

まず制度上の缺陷と見做されるものには旗地支給に當つてきわめて不公平且つ不均衡な方法のとられたことを指摘することが出来る。すなわち、その初め八旗壯丁を單位に一人當り六晌を規準とした支給は、その實體において頃畝に換算した時一晌の實面積において七・六畝不等という地域的差異があり、名は六晌でも、その實四十二・三十六畝不等という、きわめて統一を缺く實情であつた上、官職・身分による支給額の差があり、しかも壯丁單位の支給は、多數壯丁を擁する高位高官富裕の旗人に多額の旗地が支給される結果となつた反面、少數兵丁しか所有しない一般旗人は結果的に少額の旗地を支給されるに留り、その上前者に莊・園の類が支給されたことによつてその間の懸隔を甚しくし、一般旗人の貧窮を招き易い要素のあつたことを認め得る。それのみならず、一度び支給された旗地は後日壯丁の増減、官位の陞遷・降革を生じた場合と雖も、その支給額に増減を施さないという規定があり、それは必然的に旗人の旗地に對する關心の低下をもたらし、更にはまた無産業旗人の後世における増加を招く一因となつたことをも否定出来ない。加えて圈給旗地の肥瘠による支給額の實質的増減という配慮もなかつたため、荒地・瘠地を圈給された者と良地を圈給された者との間にその實收面において著しい差を生じたことも當然で、それらがまた旗人の旗地耕作意欲を削減し、ひいては旗人の生活的困窮を招來する一因ともなつたことが首肯される。このように見る時、旗人の生活安定を計る意圖のもとに、首都周邊を中心として設置された畿輔旗地は、その當初から支給地の實質的不公平・不統一を伴い、しかも制度上において多くの缺陷を含み、既に畿輔旗地崩壊の間接的要因をそこに藏していたことを否定出来ないのである。

次に旗人に對する支給地の不足を招いた事情を見るに、その要因は人口増加にあり、初め旗地支給に當つて、北京周邊三百里以内の明末の混亂と明朝の滅亡によつて生じた舊民人無主地や荒地、および舊明室莊田・高位高官人所有無主地をもつて支給の用に充てた方法は、清朝入關後における來京旗人の増加によつて不足をきたし、このため圈地の範圍を近京五百里

に擴大するとともに、その間の民人有主の地をも圈給し、被圈民人には邊境地あるいは退出地・遠隔地を撥補する方策をとるに至つた。⁽³⁾ ところがこうした民人有主地の圈給と、それに伴う被圈民人への遠隔地・荒地・不良地・邊境地などの撥補は民人の生活的困窮や被圈による精神的不安動搖を招き、その圈撥を免れるためにその所有地をもつて旗下に投する所謂帶地投充や旗下に投じて旗地耕作等の勞役に服する投充の盛行をみると、⁽⁴⁾ 困窮に基く流民盜賊化も起り、種々の弊害を惹起するに至つたため、民地の圈撥を中止しなければならない状態を招いた。このため順治四年早くも民地の圈撥を停止する旨の最初の禁令が發せられているが、その後康熙二十四年に至るまで、三度の禁令が發せられていることより、その徹底はきわめて困難な實情にあつたことを推測させる。⁽⁵⁾ こうした支給地の不足は民人有主地の圈撥を實施させるに至つたのみでなく、旗地支給額の變更をも余儀なくされているのであり、その當初壯丁一人當り六晌を規準とした支給額は順治七年に至つて五晌に改められるとともに、これまで圈給された旗地においてもこれに準じて一晌の撤出が行われ、これを來京旗人に對する支給の用に充てたのであつた。⁽⁶⁾ 更に康熙二十三年頃には從來不統一であつた一晌の實面積も六畝に統一されるに至り、五晌即ち三十畝に減額された者も多く、その實面積において始めて四十二一・三十六畝不等から順治七年には三十五一・三十畝不等に改められ、更に康熙中葉には三十畝に統一されたことによつて支給當初より甚しい減額をみた旗人も少くなつたことが推測される。⁽⁷⁾ こうした舊支給地の減額による丈量餘地が新來壯丁に對する支給の用に充てられたことは當時いかに支給地の不足に悩まされたかを覗うに足るものといえよう。こうして旗人の人口増加に伴う支給地の不足は民人有主の地に對する圈撥をもよぎなくされ、民人有主地の圈撥は勢い民人の流離困窮と精神的不安動搖を増大し、その圈撥停止は旗地支給額の減額を必要とする結果を招いて旗人の動搖を招き、その上このような打開策は當面の策にして恒久策とはなり得ず、相次ぐ人口増加の前には順治以來の方針を變えて康熙初年以來古北口等邊外空地の支給をすら行うようになり、旗地政策に大きな

行詰りを生じたのであつた。こうした傾向がまた無産業旗人の増加を促す結果となることは當然であり、ここにも旗地崩壊の一因が内蔵されていたのである。

一方このような諸事情の中につて旗地自體の耕作關係にも大きな變化が起り始めており、それが畿輔旗地崩壊の要因の一つとなしたことを見逃せない。

旗地の耕作には莊頭の管理する莊園の形態をとるもの、家人即ち旗下所屬の奴隸によつて耕作させるもの、佃戸即ち小作人によつて耕作させるもの、あるいは投充人によるものなど多くの形態がその内部に見られるが、入關當初の畿輔旗地においては入關前における滿洲旗地同様、多く家人による耕作が行われていた。ところが當時の奴隸は多く陣獲奴隸であつたため清朝入關以後その逃亡する者あとを絶たず、奴隸の減少ひいては勞働力の減少という旗地耕作上の重要な問題を生じたのであつたが、これを補うために新たに加わつたものは民人である。民人の旗地耕作は帶地投充あるいは投充によつて旗下に入り、その耕作に従う形をとるか、佃戸として耕作に従うことが多く、殊に入關當初においては清朝の容認もあつて帶地投充人や投充人が多かつたようである。清朝がこれを認めたのは旗地勞働力の不足を補い、併せて貧窮民人の流民盜賊化を防がんとする意圖に基いたものであつたが、結果的にはこれを民人が悪用する事態を招いた。即ち旗地の擴大に伴う民人有主地の圈撥と被閼民人に對する遠隔地等の撥補は、これを免れるための帶地投充を盛んにし、旗地が官糧・徭役を全免されていいるところから、⁽¹²⁾田賦を免れるために帶地投充する者も多くあらわれ、旗人またこれを利用して脅迫的に投充を行わせる傾向もあらわれ、その上投充民人には旗籍に入ることによつて專横な行爲をする者もあらわれるに至つて多くの弊害を生んだ。このため投充は間もなく禁止され、帶地投充地も退出されて康熙朝には殆どそのあとを絶つに至つたが、これに代つて增加したのは旗地の佃戸による耕作で、滿洲旗地の多くが家人による耕作を主としていたのに對し、畿輔旗地においては佃

戸による耕作が多くを占めるに至つた。かくて畿輔旗地においては佃戸からの徵租による旗人生計の樹立が一般的となつたが、その結果は家人たる奴隸による耕作と異なる新たな問題を旗人・佃戸の間に生じたのである。即ち旗人・佃戸の間に地方胥吏・豪族などの介入による不正行爲の續發、旗地管理の任に當る莊頭の不正横領、佃戸との結托による缺租や抗租の發生などがこれで、このため旗人の實收入減少を招き、旗人の生活的困窮を招く一因をそこに生み出したのであり⁽¹³⁾、それは更に長租の弊を生み⁽¹⁴⁾、旗地の民人に對する典賣をも招いて旗地の實質的崩壊を招く要因の一つをここにも生じたのであつた。

以上のような諸事情の中にあつて旗地の崩壊をもたらした今一つの要因は旗人の生活的奢侈と精神的墮落である。入關後の旗人は征服者の立場にあり、漢民族支配の地位に立つたことから年と共に旗人本來の淳朴の風を失い、奢侈遊惰にふけり、遊手好閑無賴の徒と交わり、飲酒賭博をこととし、みだりに事を構えて争いを起すなど質的低下の激化を招き、勤労の意欲なく、生活費の増大を招く一方となつたため、旗人の生活的困窮は年と共にその激しさを加えるに至つたのである。⁽¹⁵⁾こうした傾向は前述の如き諸事情とあいまつて旗地の典賣を助長し、畿輔旗地崩壊の危機を招くに至つたのである。この傾向は康熙末年より著しくなり、雍正・乾隆年間には相當量の旗地が民人に典賣されている實情であつた。このためその防止と貧窮旗人・無産業旗人の救濟は政治上の重大問題となり、雍正・乾隆兩朝を通じて崩壊に傾いた旗地の補強再建と旗人救濟を目的とする幾多の政策が實施されるに至つたのである。もとより兩朝以前においてもそうした目的をもつ政策が既に實施されてはいるが⁽¹⁶⁾、それは尙微々たるものであり、本格的な政策は雍正・乾隆年間において最も顯著に行われているので、ここでは特に兩朝を中心としてその政策を考察することにする。兩朝を通じて實施された政策には二つの中心があり、その一是現實に崩壊しつゝある畿輔旗地の業主權を再び旗人又は國家の手に返さんとするものであり、同時に旗人の精神的教化を強化せんとするものであつたのに對し、その二は貧窮・無産業旗人の救濟を計るものであつた。もとより兩者は密接な相關

關係を持つものであつて、これを明確に區別することは不可能であるが、一應この兩政策にわけてこれを取扱うことにする。

一、旗莊地管理の強化と旗地崩壊防止策

(1) 旗莊地の再調査と管理の強化

清朝入關以來これに伴つて入關した旗人の生活は年と共にその淳朴さを失い、逸樂遊惰にふけるとともに不法の行爲も多くなり、各地において旗民相互間の田土をめぐる争いが絶えなかつたが、「八旗通志初集」卷十八土田志規雍正六年十月の條に

「旗莊圈賞投充各項地畝、冊貯内府及戶部。凡各州縣查閱原檔。例應申請咨部。轉行知照。往返動需歲時。臣等歷據民人控告旗莊強霸不給之由。總因檔案未易清查。州縣官雖知隱佔情弊。不便懸斷。以致旗莊益得恣行兼併。」

とある如く、これまで旗莊地關係臺帳は内務府・戶部に保存されており、田土に關する旗民間の争いが起るたびに各州縣の擔當官はこれを照會しなければ解決し得ず、その處理に時日を要し、圓滑を缺く状態であつて、旗人の不法を取締るに極めて不便であつたことが知られる。このため同年旗莊地の再調査が行われることとなり、内務府・宗人府・八旗都統によつて夫々所轄の地畝を清査させるとともに各地畝の實在州縣鄉村名、その面積並びに界址を明記した冊二部を作成させて戶部・直隸總督に寄送させ、更に

「發布政司照造清冊。鈐發州縣。與民糧地清冊。一同存貯。嗣後有旗民互爭之案。檢冊查對。」（同書）

とある如く、各州縣において民冊と共に存置させて、田土をめぐる旗民間の争いに際し、その速かな處理を可能ならしめる対策を講じている。尙この調査に當つた結果、近京各府において旗莊地が雜處し、その清査に困難な状態であつたのみでな

く、八旗中の寵職となつた廢員や上進不能の子弟、即ち無職の徒がまぎれこんで無賴の徒と交わり、徒らに事を構えて全く整理し難い實情であることが判明したもの如く、「世宗章皇帝實錄」卷八十五・雍正七
年己酉八月癸丑に

諭戸部。近畿各府。有八旗莊屯雜處其間。有司難於清查。且八旗寵黜之廢員。及不能上進之子弟。與多事不法之家人。往往潛往其中。結交遊手好閑之輩。妄行生事。或好勇鬪狠。或酗酒賭博。或與百姓爭訟告計。輾轉不休。以致風俗日漸凌澆。難以整理。：

と見え、その間の事情を示している。しかも當時これが取締りに當る者は一員にすぎず、その處理に困難をきわめている状態であつたため、舊制を改めて旗員・司官の中から賢能の者八名を選出して各府旗莊地内の旗人に關する教誨その他の諸事を專辦させることとし、その具體策を審議するよう命じて付いる。^{〔付〕}かくて「八旗通志初集」卷十八土田志一土田規制畿輔規制一雍正八年の條によると

直隸九府内。除廣平大名二府。遠處京南。均無旗莊坐落。毋庸置議外。其餘七府所轄有旗莊坐落者。共計七十七州縣衛。廣袤約一千餘里。其間旗民雜處。賢愚不等。地方有司。既無約束旗人之責。而理事同知一員。又難稽查周遍。：とあり、更に。

旗莊坐落處所。一州一縣内。有一二處以至百餘處者。即一村一莊。有二三旗分之人居住者。亦有祇地畝坐落。而無旗人居住者。又有此州縣旗莊雖多。而界址實與別府州縣地相輻輳者。若分旗分府。則該管之員。難以辦理。臣等酌量旗莊之多寡。復計地方之遠近。約以三百里内外。分作一路。共爲八路。：

とあつて、旗莊地所在之地は一州縣内に一・二處から百餘箇所に及ぶところもあり、一村一莊内に二・三旗分の旗人が居住する地方もある反面、旗莊地は冊に記載されていながら、實際には旗人の居住していない地方もあり、あるいは一州縣内に

多くの旗莊地が記載されているが、その他州縣にまたがつてはいることなどが判明したため、改めて旗莊地管理上の區劃を再検討し、直隸九府中、旗莊地のない廣平・大名二府を除く七府所轄の旗莊實在地七十七州縣を各府州縣の區劃に關係なく、旗莊地の多寡と距離の遠近を考慮して三百里内外を一路とする八路に分割し、

每路派官一員。到彼專管旗人三事。：（同）

とある如く、各路に一員を派遣して旗人に關する諸事を辦理させるよう奏しているが、その計畫による八路は京東・京西・京北・京南・京北東・京北西・京南東・京南西の各路で同書によつて表示すると次のようであつた。

京東路	七州	通州・武清・香河・寶坻・
京西路	十一州	天津州・靜海・玉田
京北路	九州	宛平・良鄉・房山・涿州・
京南路	十一州	新城・雄縣・容城・定興・
		大興・順義・三河・薊州・
	渤海	平谷・密雲・懷柔・昌平・
京南西路	京南東路	宣化・懷來・萬全・保安・
	十二州	赤城・延慶
		河間・肅寧・交河・獻縣・
	京北西路	景州・南皮・滄州・青縣・
		故城・衡水・武強・深川
	京北東路	遵化州・豐潤・遷安・灤州・
		盧龍・樂亭・昌黎・撫寧・
		山海衛
	九州	

この八路による分轄管理策の施行に當つて諸種の規定が設けられたが、同書によつてその主要なものを擧げると、

所派各員。既畫以董率旗人。必須給與關防。以資文移往來之用。應咨禮部。按照以上八路。鑄給管理某路某莊事務官員關防字樣關防。：

とあつて派遣の管理員には夫々文移往來之用に資するため路莊管理員であることを明示した關防が支給され、また
查各員所轄地方。或係莊屯稠密。或係地方遼闊。必須設立書役。以資文移驅策。臣等酌量每員立書吏二名。差役八名。：
とある如く、各派員のもとに夫々書吏二名、差役八名を設けてこれが補佐に當らせており、管理員は新設の機關であるた
め衙署を設けることとし、該派遣地に入官房屋のある場合にはそれを充てる旨を示して

各員俱係新設之員。必須設立衙署。令其駐劄。應令直隸總督。酌量各路所轄適中地方。查有入官房屋。酌計應需間數。咨
報撥用。如所轄適中地方。並無入官房屋。其作何賃房居住之處。應令直隸總督妥議。◆

とある。

派遣される管理員の管轄事項については

：今此八路所派之員。：所屬地方居住旗人。查明住址戶口行業。如有來歷不明。多事不法之人。潛匿旗莊者。卽行驅逐。
其餘莊屯力作之家。有安分循良。各務本業者。獎之翼之。以使其益勵。或有游手好閑。不務本業者。懲之戒之。以期其必
改。更於農隙之時。宜揚聖諭廣訓。發其彝良。漸歸淳樸。小事則按法究治。大事則據實揭報。……有關民事者。仍聽地方
有司辦理。并將所屬地方居住旗人村莊戶口行業。造具清冊。報部查核。：

とあり、所屬地方に居住する旗人の住址・戶口・行業を調査して造冊報部を行うとともに、所轄路内に居住する來歷不明者
や不法の行爲ある者、あるいは潜匿する者を捜査してこれを一掃し、本業に精勵するものを勵まし、本業を怠かにする遊手
好閑の輩を教化するなど、およそ旗人に關する一切の諸事を擔當させてその管理教化の任に當らせて いる。尙その各路内の

組織について

各員所轄旗莊。大約廣袤三百餘里。而旗人雜處各村。若不按屯計戶。設立屯目鄉長。分任防閑糾舉。勢難稽查管轄。……直省州縣。原設有保正甲長。分任防閑。今既設官專辦旗人之事。似應彷彿保甲之例。不計旗分佐領。第以屯往之旗人。酌量以若干戶口。設立屯目一名。再合附近各莊村。更設鄉長一名統轄。各令其於屯鄉之內。互相防閑。遇有不務恒業。酗酒賭博。夜聚曉散。及來歷不明。踪跡可疑者。自長立即糾舉。以聽該管管員分別處置。其目長作何分別設立揀選充補。と見え、保甲制に範をとつて各路内の若干戸口をもつて屯目一名を、附近數莊村を合した、その上に鄉長一名を設けて自治的な監視の役に任じ、所派の員を授けさせようとする規定があるが、その實情に就いては尙検討の餘地がある。いずれにせよ旗莊地における臺帳の整備や、八路に分割した管理政策は旗莊地における旗人の不法行爲取締りの強化とその處理の圓滑化を計るものであり、當時旗人の奢侈遊惰の風や不法の行爲がいかに激しくなりつゝあつたかを暗示すると共に、その質的低下を防止せんとする意圖がそこに見られるのである。しかしその政策が果してどれほどの効果を擧げ得たかは疑問とすべきで、當時旗人の墮落・奢侈・遊惰に關する記載が各所に散見され、あるいは雍正年間に無產業旗人等の救濟を目的とした井田策（後述）の實施が結局は失敗に歸していることなど、種々の事實から考えて、頽廢に傾いた旗人の精神的教化立直しはもはや至難中の難事であつたと推定されるのである。従つてその實體については問題とすべき點も尙多いのであるが、政策的には一應注目ざるべきものであり、その末端に至るまで管理を徹底せんとした分割管理策の施行は從前の一員による管理に比し、はるかに整備徹底された制度ということが出來よう。

(2) 民典旗地の回贖整理

既に述べた如く、旗人の生活は畿輔旗地設置の當初より生じた諸種の原因によつて康熙末年には困窮の度を加え、これが

打開の手段として旗地を抵當に民人より借金したり、あるいは旗地を民人に賣却する所謂旗地の典賣を行ふ者が次第に増加し、畿輔旗地の實質的崩壊をもたらす重大な問題を生むに至つた。旗地の典賣に關しては既に順治七年、旗民間の土地賣買を禁ずる禁令があり⁽¹⁸⁾、その後も民地の買入は認められながら旗地の賣買は依然許されず⁽¹⁹⁾、旗人相互の間においてすら、康熙九年に至つて漸く同旗内の賣買を許すに至つたほどで異旗間の賣買はなお禁止されており⁽²⁰⁾、まして民人に旗地を典賣するということは到底許されぬところであつた。従つて當時の旗人が禁令を犯してまで敢て旗地を民人に典賣したことはいかに彼等の生活的困窮が深刻であつたかを物語つているものといえよう。雍正帝はこの傾向を憂慮し、雍正七年に至つて旗地の典賣禁止を改めて命ぜるとともに、これ迄に禁令を犯して旗地を民人に典賣した罪を許し、既に典賣した旗地は調査の上内庫銀を支出して原價をもつて官で回贖を行い、回贖後はこれを各所屬の旗に留めて置いて一年以内に原有旗人の取贖を許すこととしたが、萬一期限内に取贖し得ない時は、同旗・異旗の別なく、旗人の中で希望する者に原價をもつて承買することを許可する旨の規定が見えている⁽²¹⁾。この雍正七年における旗地の民人に對する典賣再禁は、この頃行つた旗莊地の清査によつて典賣旗地の多きを知り、これを憂慮して特に禁令を再發し、同時にその回贖策を講じたものと推定されるが、この禁令がどの程度徹底し、典賣旗地の回贖がどの程度實施されたかについては明確な記載がなく、判明しがたい。しかし乾隆年間において相次ぐ典賣旗地の回贖が見られることから禁令は依然として徹底されず、旗地の民人に對する典賣はその後を絶たなかつたものと推測される。

乾隆朝に入つて典賣旗地の回贖は本格的に實施されたようであるが、その間の事情を見るにその初期十年間は民典旗地に關する諸規定の決定準備期にあたり、以後乾隆中期に至る間が旗地回贖の實施期にあたつていると解される。

乾隆朝における民典旗地回贖に關する記載は乾隆四年の議奏を最初とし、「高宗純皇帝實錄」卷一〇四乾隆四年十一月己

已の條によると

公產地價。除抵補營造官房外。其餘剩銀兩。請給發地方官。將從前典賣與民人之旗地。贖回報部。先儘原主取贖。如原主不贖。卽准各種官兵人等認買。

とあり、公產地價銀中の餘剩を地方官に給發し、典賣旗地の回贖に當てることを請い、回贖地の處理については雍正朝同様先ず原業主の取贖を原則とし、その不能の場合には各旗官兵人の承買を認めんことを奏しているのであるが、これに對して乾隆帝は既に民地となつた旗地の回贖には民人の不安動搖を招くことのない方策をとるとともに回贖地の取贖あるいは認買についても貧窮旗人にその力なく、結局富裕旗人の手中に入ること必然で貧窮旗人の利益にならぬことを指摘してその弊害の起らぬ方策を取る様命じている。⁽²²⁾ これに對する翌五年の議准には

民典旗地。動公取贖。在百姓不苦於得價還地。實憚其奪田別佃。應令地方官於贖地之時。証明現在佃種人姓名。及現出之租數。造冊送直月旗。轉傳八旗備案。嗣後無論何人承買。仍令原佃承種。其租數照冊收取。不得分外需索。如本佃抗缺租銀。許地主呈官別佃。：再田主果欲自種。則佃人雖不缺租。亦當退地。（欽定八旗通志卷六十四土田）

とあり、民人は回贖に依つて別の佃戸に變えられることを懼れているので典賣旗地回贖の際、地方官をして現在耕作に從事している佃戸の姓名・租額を記した臺帳を作成させ、これを旗下に備えて、回贖後いかなる者がこれを買ひ受けても佃戸の缺租や抗租のない限り、佃戸の變更、租額の變更を許さぬ規定とし、民人佃戸の保護策を講じているが、田主自ら耕種する場合にはたとえ佃戸の缺租・抗租がなくとも佃戸を退地させることを認めていた。なお貧窮旗人に對する對策としては

取贖民典旗地。貧乏兵丁。旣無從措價。亦不能多買。按八旗公產及旗退餘存入官等地。並此項贖回民田。不數千萬畝。應詳察八旗閑散人內。有正身情願下鄉種地者。上地給與百畝：

（同書）

とあり、入官旗地を支給して耕作させる對策を講じているが、これについては下鄉屯種の項において述べることとする。

次に回贖の順序に關しては同じく同書に

民典旗地。不下數百萬畝。典地民人。不下數十萬戶。若一時概令首報。否則治以隱匿官田之律。未免滋擾。按老圈旗地界址甚明。老圈之内。但有民產。即係私典。無法可以隱匿。應勘明地畝界旗色佐領及原業主姓名。將承買公產餘銀先交地方官取贖。至圈外旗地。或係民人帶地投充。或係旗人自置。其有出典與民者。應俟圈地贖畢。公產尙有餘銀。再訪原典之家陸續辦理。…

と見え、民典旗地の數はきわめて多かつたため先ず界址の明確な老圈地の回贖に當り、その回贖を終えた後、まだ回贖に充てる公產地價銀に餘裕のある時は圈地以外の帶地投充地あるいは自置地を回贖することとしているが、それは當時いかに民典旗地の多かつたかを推測させるものであり、その回贖のきわめて困難であつたことを想像するに難くない。事實乾隆朝における回贖はその比較的容易な原圈地を第一とし、それも典地を第一に回贖したもののが如く、乾隆二十一年の議奏を記した

「高宗實錄」(卷五)
(○六) 同年十一月壬寅の條に

…賣者固無回贖之理。…其在康熙年間典賣者。概不准贖…
とあるのは前引の記載とともにその間の事情の一端を示しているといえよう。

なお旗地回贖に際しては原價をもつて回贖することを原則としていたが、民典旗地のきわめて長期に涉るものも多かつたので乾隆九年に十年を率とする回贖地價を定めて、十年以内は原價で、十年以上は原價の十分之一を減じ、五十年以上にわたるものは半額で回贖することを定めて、「嘉慶會典事例」には

民典旗地。不論契載年限。總以十年爲率。在十年以内者。照原典之價。十年以外者。減原價十分之一。五十年以外者。以

半價取贖。〔卷一三五戶部
田賦官兵莊田〕

とあるが、これは乾隆十一年に至つて改訂され、「欽定八旗通志」卷六十四に

回贖旗地。原議十年以外者。減原價十分之一取贖。然如十一・一二年或十八・九年。皆減十分之一。則給價未免偏枯。應令十年以外者。每年遞減。至五十年外。則仍以半價取贖。〔土田志三土田規制三〕

と見える如く、十年以内は原價をもつて回贖すること前規定と同様であるが、十年以上は一年毎に削減し、五十年以上は半價で回贖することとしてその不公平な點を是正している。⁽²¹⁾ 従つてこの回贖地を原業主または各旗官兵人が取贖・承買する場合もこれに準じることは當然である（同書）。但し回贖民典旗地を旗人が贖買する場合には

或贖或買。均照五年之限辦理。

と「嘉慶會典事例」⁽²²⁾（卷三五戶部
田賦官兵莊田）に見える如く、五年を期限としており、雍正年間の規定に見える一年の期限に比すればぎわめて寛大な政策であつたといえる。尙旗人贖買地畝の價銀は「高宗實錄」卷二七七十月辛卯の條によると

與贖買地畝交納。又可接濟官贖之需。

とあり、民典旗地を官によつて回贖する際の費用に充てたことが知られる。

以上の如く、民典旗地の回贖に當つては先ずその界址明瞭な原圈地に係る民典旗地を最初とし、回贖に際しての地價は十年以内を原價で、十年以上は乾隆十一年以後は毎年遞減して五十年に至つて半價とし、それ以上はすべて半價で回贖することを規定するとともに回贖民典旗地の旗人による贖買は五年を期限としてこれを許し、贖買の後においては佃戸の缺租や抗租、あるいは贖買者自身の耕種なき限り、奪田増租や別佃耕種を禁じて民人佃戸の保護を計ることとともに一方においては旗地贖買の能力なき貧窮旗人には官地を與えて下郷屯種させる方策をとることとし、旗民ともに不安動搖なき様配慮したのであ

つた。かくして民典旗地回贖の一般的原則は乾隆十年頃までに一應整い、官によるその回贖は積極的に實施され始めたようで乾隆九年には公產地價銀二十萬兩を直隸總督に撥給して回贖を行わさんとする記載があり、「高宗實錄（卷二）乾隆十一年丙寅十月辛卯の條に見える直隸總督耶蘇圖の奏言には

查保定府屬有旗地各州縣。現在共贖過一千三百九十六案。給過按年遞減價銀。四萬四千五百餘兩。：其已贖地。一面照例收租。一面行知八旗官兵回贖認買。俟將來租銀與贖買地價交納。又可接濟官贖之需。

とあり、保定府所屬州縣の回贖旗地一千三百九十六件に對する贖價銀は四萬四千五百餘兩であつたことが知られる。なおそこに「一面照例收租」とあることは回贖旗地中旗人の贖買を認めぬ地があつたことを推測させるが、それについては入官旗地の項において述べることとする。この記載について「欽定八旗通志」（卷六十四土田志三土）乾隆十四年の條には民典旗地千八百六十九頃五十八畝を回贖したこと記して

贖回民典旗地一千八百六十九頃五十八畝、並莊窯場園房屋地基各項。用銀十有九萬八千一百五十五兩有奇。餘剩銀二千三百七十九兩有奇。並扣京市平銀七千二百兩。應歸續發接贖地價銀内。爲將來未贖地之需。

とあり、更に同書乾隆二十二年に記載された戶部の議奏には

近據直隸總督方觀承將都統滿泰所奏案内。清候贖地一萬三百九十五頃零。共典找價銀一百六十四萬六千八百四兩零。又將御史耀成所奏案内。查清候贖地四千一百一十三頃零。共典找價銀七十萬五千八百九十四兩零。分案造冊。：（卷六十四土田規制三）

（畿輔規制三）

と見え、滿泰の報告に、回贖民典旗地一萬三百九十五頃零、典找價銀一百六十四萬六千八百四兩零、御史耀成の報告に回贖地四千一百一十三頃零、典找價銀七十萬五千八百九十四兩零あり、夫々造冊具題したことが知られる。また「皇朝文獻通考」⁽⁵⁶⁾

(卷五田賦考) 乾隆一十九年の記載によると直隸六十五州縣にわたつて回贖民典旗地の査勘を行つた結果一萬四千五百三十四頃六十二畝あつたことが知られ、〔欽定八旗通志〕(卷六十五土田志四土)乾隆四十五年の條には

查得官贖收典旗地。自乾隆二十二年起至二十七年共贖地一萬八千餘頃。

と見え、乾隆二十二年より二十七年の間に回贖した民典旗地は一萬八千餘頃に及んだことが知られる。このように民典旗地は相ついで回贖されたが、この頃迄に一應の回贖は終つたものの如く、これ以後回贖旗地に關する記載は見當らなくなつてゐるが、その數は數萬頃の多さに達していたのである。このようにして官により回贖された民典旗地は原則としてまず原業主の取贖を許し、原業主の取贖なき時は、八旗官兵の承買を許したが、その承買もなき時はすべて入官旗地とし、官において召佃耕種させ、徵租を行うよう規定されていたわけであるが、この規定によつて回贖旗地の旗人に對する贖買を許した結果は、これを再び民人に典賣する事態を生むに至つた。このため乾隆二十三年以後回贖旗地の旗人に對する贖買は一切停止され、これを公產地として官において徵租を行い、その租額を旗人に對する賞給、あるいは民典旗地回贖の用に充てるよう改められるに至つている。⁽²⁸⁾ 尚この民典旗地回贖の間にあつて旗人と民人の結托による旗地回贖の妨害や、遺漏隱匿の弊も生じ、典賣後既に長期間を経過していることによつて原業主の不明確なものもあり、回贖に困難を伴うものがあつたので、其在康熙年間典賣者。概不准贖。

〔高宗實錄〕(卷五) 乾隆二十一年丙子十一月壬寅の條に

旗人有將康熙年間賣出之產。捏稱爲典。圖利控贖者。總因年遠。兩造俱非經手之人。中證又皆無存。一稱爲典。一稱爲買。甚至價值多寡互異。卽以契爲憑。雍正之年以前。俱係白契。眞偽難辨。竊思康熙年間典賣房地。至今多則八九十年。少亦三四年。賣者固無回贖不理。卽典者亦輾轉出售。難以根尋。應將八旗地畝。凡典賣於民者。仍彙入民典旗地案內辦理。

とある如く、康熙年間の典賣にかかる旗地は前述の如く、その回贖を停止したのである。また「嘉慶會典事例」(卷一三五戶
官兵)所載の乾隆二十五年の條に

民人相種旗地。在三年以内者。聽其自行租種。其有長租至三年以外及十餘年者。概行禁止。

とあるが、これは旗地典賣の禁止により、租銀前納の所謂長租の形をもつて實質的典賣を行う弊害があつたため、民人租種の旗地における租の前納は三年以内を限度とし、これを越えるものは長租とみなして禁止したものであり、乾隆五十四年版「戶部則例」にも

民人租種旗地。預交租銀以三年爲斷。若長租至三年以外。與私典同禁。(卷六田賦旗地下八
族園地民人長租)との規定があり、長租は私典と同様に取扱わんとしている。こうした旗地典賣の禁止や、典賣旗地の回贖による旗地崩壊防止の政策も種々の弊害を派生し、依然として典賣の風は止まなかつたので、乾隆二十三年、遂に旗人相互間の典賣は本旗別旗を問わず、自由に認めることがとしたのであつた。「高宗實錄」(卷五七)同年一月甲戌の條に

八旗老圈地畝。例止准本旗買賣。遇緊急事故。本旗難不見售主。准典與別旗。其中添寫虛價。多勒年限。致日久難贖。名典實賣。且得價轉不如賣。嗣後旗人遇事故典地者。仍報該都統・佐領。存案。以備查贖。或圖多得價値。准其不拘旗分出賣」

とあるのはこれを示すもので、この年以後、旗人間における旗地の交易は同旗異旗の別なく許されることになつたのであるが、それは當時の旗人がいかに生活的に困窮していたかを物語るものであり、旗地典賣の禁令もその徹底は殆ど不可能に近く、貧窮旗人はあらゆる手段方法を講じて典賣の禁を犯していたことが推測されるのである。従つて乾隆年間における相づ民典旗地の回贖は、結果的に幾輔旗地自體の所有業主權を官又は富裕旗人によつて確保し、その崩壊を防止するには役立

つても貧窮旗人救濟の抜本的対策としての効果は大きくなかったと考えられるのである。それ故にこそ回贖民典旗地の旗人贖買が遂には禁止され、官による業主權の確保によつて回賣旗地の再典賣を防ぐとともに、後に述べる如く官において召佃徵租を行い、その租を貧乏兵丁救濟の費用に充てる手段が講じられるに至つたのである。そこにはもはや土地による貧窮旗人救濟の方針は變化して租銀賞給の形に移行しつゝあることが看取され、後述の井田あるいは井田改屯策、更には下郷屯種策など一連の同じく土地耕作による救濟政策が結局は同じ頃において失敗に歸したのと關連して旗地崩壊防止と旗人救濟を目的とする政策に大きな轉換を實質的にはもたらしつつあつたものとして注目されるところである。しかしこうした政策も旗地の崩壊を防止することは難く、嘉慶・道光兩朝を経て、咸豐年間に至るや、その二年遂に旗地の旗民交產は許され、^約 譲輔旗地は名實共に崩壊の一途を辿ることとなつたのである。その後咸豐九年旗民交產は再び禁止されたとはいえ、同治二年には再び許されており、光緒十五年の禁令復活^ももはや名目に留まつたようであり、旗地の崩壊は如何とも出來ないものであつたが、この間の事情や乾隆朝時代の回贖旗地の實體については後日機會を得て公にする所存である。

(3) 旗地の入官

清朝入關後、入關旗人に支給した旗地の中にはその後種々の理由によつて旗地より除かれ、官によつて業主權を保持し、これを召佃輸租させるか、莊頭に管理させ、あるいは旗人に耕種させて徵租し、旗人の救濟保護に充てたり、種々撥補の用に充てた地があつたがこれを一般に入官旗地と稱した。この入官旗地は乾隆元年公產地の設立によつてすべて廣義の公產地に含まれ、八旗公產と稱せられたが、本稿ではこれを存退餘絶地と八旗公產地に分けて考察する。

(4) 存退餘絶地：「光緒會典」卷二十戶部の條に、存退餘絶地に就いて

存地。旗人駐防外省。將原有地畝交官徵租。兌易任所地畝。回京時。仍給還管業。乾隆二年停止。惟張家口山海關尙准兌

換。

退地。舊例撥給內務府莊頭地畝。如有沙薄不堪耕種者。查明原撥地畝退交官佃徵租。

餘地。丈量餘出之地。

絕地。八旗無嗣人地畝。

とあり、「存地」は旗人が外省駐防の任に當つた際、その任期中原有地畝を官によつて管理徵租し、任期終了して京師に歸還した時給還したもので乾隆二年以後は张家口、山海關を除き停止したことが知られる。從つて存地は入官旗地とはいえ、駐防旗人赴任中の暫定的一時的入官旗地であつてきわめて特殊なものであつた。「退地」は内務府莊頭に撥給された地畝の中で耕作不能の不良地を退出し、官によつて佃戸に耕種させ徵租したもので、退出地中一般に「退出輸租地」といわれた。

「餘地」は旗地の清查丈量を行つた際に屢々生じた剩餘地の中で入官徵租したものをさし、「絶地」は原業旗人の死後、その後繼者のない場合に入官徵租した絶戸地である。これらの地は雍正以前には「旗退輸租地」として交官徵租されていたものであるが雍正朝以後の清朝中期においては一般に「存退餘絶地」とか「存退地」と稱されていた。この存退餘絶地の使途については欽定八旗通志所載の乾隆二年の奏准に

接有直屬駐防旗人交出在京所受之地。及各莊頭退出之地。又有八旗丈出餘地。並戶絕無人承受之地。嗣後莊園人等當差官地。及奏免給還並各項官用應行補還者。統於前項地內動撥。至旗人來京當差應得地畝。亦在內撥給。」(卷六四土田志三上)
とある様に官用のため給還・補還を行う場合とか來京旗人の撥給に充てる場合に使用されたことが知られるが、後述の如くこのほか乾隆五年に行われた貧窮旗人下屯種地の場合に存退餘絶地がこれに充てられている。⁽³²⁾

この存退餘絶地は前述の如く乾隆元年以來公產地の中に含まれたが、そのうち一千頃だけは地方官が管理徵租し、右の様

な官用撥補の地に充てることに乾隆七年以來定められた。⁽³³⁾ しかし乾隆十一年の奏准によると

：將存退餘絕地等項地内。酌留一千頃。以爲各案撥補之用。查此項地畝。未經撥用之前。仍係地方官收租徵解。官租爲既輕。見不免土豪胥吏。包攬侵漁等弊。况自酌留以來。撥補僅數十頃。與其置之間地。經理不得其宜。不若酌籌安置。

以收實用。請將此項未撥地畝九百餘頃。照例全數安設莊頭。將來遇有應行撥用之處。卽於各莊頭名下。按照數目指給。

（高宗實錄卷二八四乾隆
十一年丁卯二月丁卯）

とあり、酌留地一千頃を地方官に管理徵租させたところ官による徵租額が一般より軽いため土豪胥吏のその間にあつて不正な利益をむさぼる弊害を招き、加えて實際に酌留地を撥補した額も僅かであつたため、未撥補の酌留地九百餘頃を莊頭に給して管理させ、將來官用撥補の必要を生じた時はその中より多寡に応じてその用に充てる様にしたことが記されているが、これは此の年以後酌留地も全般的に莊頭に給することにしたものではなく、この年のみこうした手段を講じたものと思われる。それは乾隆二十一年の戸部議奏に

「旗人存退餘絕地畝。應酌留一千頃。撥補官用。其餘照例安放莊頭辦理。……」（高宗實錄卷五五二乾隆二十二年丁丑十二月癸亥）

とあることからも推察出来ることである。尙これらの記録から酌留地以外は一般に莊頭によつて管理されていたことが知られる。

このように存退餘絶地は旗地より除かれて官地となり官租を徵收され、必要に應じて動撥し、官用撥補或いは支給の用に充てたのであるが乾隆元年以後は公產地の中に含まれ、乾隆七年以後この中より一千頃だけを酌留して官用撥補の地に充てられていたのである。尙これら存退餘絶地の總額についてはまだ明確になし得ないが乾隆二十一年に三十二十八頃餘であったことが「皇朝文獻通考」卷五田賦考五・八旗田制・乾隆二十一年の條に見えている。

(乙) 八旗公產地：乾隆元年十一月の議奏に

八旗入官地畝九千五十餘頃。立爲公產。令八旗都統。於參佐領內揀員經理。召種取租。每年將所取租息報明戶部。……以此分給旗人之貧乏者。使得各立產業。以資養贍。從之。(高宗實錄卷三十三乾隆三年丙辰十二月甲申王大臣議奏)

とあり、乾隆六年、八旗の入官旗地九千五十餘頃を公產とし、八旗都統に命じて參領・佐領の中からこれが管理に當る者を揀選し、その召種取租の任に當らせるとともに毎年その租を戸部に報告し、その租を貧窮旗人に分給してその救濟を計らんとする旨のことが見えてゐるが、これが一般に「八旗公產」と稱せられるものである。ところでこの八旗公產に關する記載を見ると文獻によつて一見その内容を異にしてゐるかの如くに見えるほど、相違があり、その記載について聊か検討を要するようである。即ち「乾隆會典」(八旗田宅)によると

凡經理旗產。官軍移外駐防。應退之田未撤者。戶絕不報。佃人乘機隱匿者。昌首墾荒占爲民業者。均令八旗都統。委所屬參領。會直省地方官勘丈清釐。作爲公產。：

とあつて、外省駐防旗人の撤出すべくして尙未撤退の地、絶戸の際これを報告しないで、佃戸がこれに乘じて隠匿した地、あるいは墾荒地と稱して民人がこれを所有する地を清査して公產とする旨が見え、更に同書同卷には

民典旗產動支公帑取贖。……如無力交價。又無俸餉可抵。及原繫賣絕之田。均入官。作爲公產。

とあり、官曆民典旗地中で原業主たる旗人にこれを贖買する力なく、俸餉をこれに充てるこども出來ない地や、もと賣絶にかかる地はすべて公產としたことが知られる。ところが「嘉慶會典」(八旗都統)には

圈地之入官者爲公產。歲徵其租。

とあつて官に業主權を移行された舊圈地はすべて公產地とし、毎年その租を徵したかの如くに記載されているが、更に同書

同卷には

民典旗地。官爲回贖。原業主無力領贖及不准領贖。並緣事抵追官項入官者。皆爲公產。：

とあつて官贖民典旗地中の原業主取贖不能の地および取贖を許さない地、更に事故を起して入官された地を公產とする旨が見えてゐる。ところが同じ「嘉慶會典」卷十三戸部の條には

直省各屬民人及旗下家奴。在例禁前典賣旗地。清查時自行官明者。官爲給價回贖。各佃輸租。爲入官旗地。其有隱匿不報者。及例禁以後典賣者。或贖後復行典賣者。俱將地畝撤出入官。作爲公產旗地。每年陞除數目不能一定

とあり、禁令前の典賣地で旗地清査の際に自ら届出たものは官において回贖の上各佃より徵租し、これを入官旗地としたのに對し、隱匿不報の地や禁令以後の典賣にかかる地、あるいは原業主が取贖した後、再び典賣を行つた地はともに入官の上、公產旗地となすことが見えていて、その記載では入官旗地と公產旗地の區別が行われてゐる。このように公產地に關する規定には夫々相違があるかの如き記載があつて明確を缺いてゐるので、これを検討する意味を含めつゝ乾隆年間における

公產地關係の記載を取扱うこととする。

乾隆二年の奏准を記した「欽定八旗通志」（卷六十四土田志三十一）の記載には

官用旗地。向在入官地内動撥。今入官地畝。已經分給各旗。作爲公產。未便再行動用。按直屬有駐防旗人交出在京所受之地。及各莊頭退出之地。又有八旗丈出餘地。並戶絕無人承受之地。嗣後莊園人等當差官地。及奏免給還並各項官用應行補還者。統於前項地內動撥。至旗人來京當差應得地畝。亦在此內撥給。

とあつて、官用旗地にこれまで入官地をもつて充てていたが、入官旗地が各旗に分給されて公產とされたため、駐防旗人交出地、莊頭退出地、丈出餘地、承受者のない絶戸地を官用補還、莊園人等當差給還、來京旗人應得の地に充てる旨の記載が

見えており、これらの官用に充てる旗地は前述の存退餘絶地に當ることから考へて、存退餘絶地と公產地は一應區別されたと考へられる。また翌乾隆三年の諭によると公產地に民人から買入れた旗地が含まれてゐるので、旗民を論せず原價によつて賣得することを許す旨が見え、

朕前以旗人生計貧乏者多。令將八旗入官地畝。立爲公產。但思此等入官地畝。有我朝定鼎之初。圈給八旗官兵。將錢糧悉行豁免者。亦有旗人與百姓自相交易。出銀置買。仍在州縣納糧者。兩種原屬不同。此項民地。當契買之時。旗人執業。民人得價。原係彼此樂從之事。若以入官之後。一概定爲公產。不准民贖。殊非朕軒輊畿輔黎赤之本懷。除原圈官地。爲旗人世業。自不容民間置買。其旗人自置有糧之民地。現在入官者。如有欲售之人。不論旗民。一體准照原估價值變買。
(欽定八旗通志卷六十四土田志三土田規制畿輔規制三)

とある。従つて初期公產地設立の時には、その中に原圈地のみならず自置の民地も含まれていたことが知られるのである。更に乾隆十八年の議准を見ると旗下の奴僕及び開戸人の賣出旗地は認領承買を許さず、これを公產地となす旨の規定があり、また民典旗地の召買を停止してすべて公產とする旨を規定して

民典旗地。嗣後一併停其召買。交與該旗作爲公產。將所收租息歸入此案。於歲終彙奏。增給貧乏旗人
(嘉慶會典事例卷一五・戶部田賦・畿輔官兵莊田)

ある。翌十九年には回贖民典旗地を旗人が贖買後、再び民人に典賣した旗地七百一十五頃を查出入官して公產となしたことが見えているが、その際、「高宗實錄」卷四五六甲 戊二月壬辰 の記載には

如有再行違例私典與民。及民人私自典賣。或被查出。或被首告。從重治罪。將地畝價銀。盡行撤出。交與該旗。照定例辦理。：

とあり、違例典賣の際は地畝價銀を盡く撤出し、規定に従つて辦理するよう記しているが、これは公產地としたものと解せられる。尙同年四月の上諭に

朕臨御以來。每念旗人生計維難。撥出官地一萬餘頃。作爲公產。又將典賣於民地畝贖出。亦作僞公產。無非欲有裨於旗人生計之意。此項贖出地畝内。或有不肖之徒復行典賣於民者。官爲之辨出。仍作公產。今伊等私用白契典賣房產。若令入官。非惟不副朕情愛旗人之意。況入官之例。原爲已身獲罪。或有虧公項者而設。若私行典賣房產。未經稅契。非此可比。卽欲懲治。亦不過不准復歸本主。作爲公產濟衆而已。請入官可平。朕所賞旗人萬餘頃地。卽此入官之地也。此項尙且賞回。

私行典賣之房產。該旗奏入官。甚屬錯誤。將此通諭知之。

（高宗實錄卷四六〇乾
隆十九年夏四月辛巳）

とあり、私行典賣房地を入官せんとの鑲黃旗の奏請に對してこれを許さず公產としたことが知られるが、これによると公產地には撥出官地・回贖旗地・回贖民典旗地贖買後の復行典賣旗地・私行典賣房產等すべてを含んでいたことが知られるのであり、同時に入官地と公產との間に區別のあつたことが知られる。

この様に公產地に含まれたものはきわめて廣い範圍にわたつており、複雜であるがこれらの中で回贖旗地を贖買後再び民典したもの、禁令前に典賣して隠匿不報出のもの、禁令後民典して清查入官されたものは乾隆二十二年に始めて專案造報され公產と稱したことが見えており（⁽⁵⁾ 諏輔通志卷九
十五經世旗租）公產地の範圍は限定されている。そこで以上見てきたところを總括して

見ると、「乾隆會典」では駐防旗人未撤退地、絶戸隠匿並びに民業地、旗人贖買不能及び賣絕の官贖民典旗地を公產とし、「嘉慶會典」では入官圈地、旗人不能取贖及び取贖不許可の官贖民典旗地、緣事入官地を公產とし、「同書」戶部の條では隠匿不報の禁令前典賣旗地、禁令後典賣地、回贖復典旗地を公產としており、「高宗實錄」では撥出官地、回贖旗地、回贖復典旗地、私行典賣房產を公產としている。又「嘉慶會典事例」には旗下奴僕及び開戶人の賣出旗地を公產としたことが見

えている。これらの記載から見て、乾隆元年には從來の入官旗地をすべて公產地としたが、そのうち存退餘絶地中の未撤退、隠匿等によつて入官されたもの以外は公產より除かれたものと推定され、一般には存退餘絶地は公產地に含まれていなかつたのである。これは存退餘絶地が公產地とは別にしばしば文獻中に見られることや、乾隆十一年以後「存退」として專案造報されていることからも推定出来る。又民地が公產地の中に含まれていたのは最初入官旗地を悉く公產としたためであり、從來入官旗地は存退餘絶地や旗人が罪を犯したり公帑を消費してその地を沒收又は賠償に充てられたものであつたためそこに自置の舊民地も含まれていたからである。従つて乾隆三年その承買を認めたのである。更に乾隆四年には公產地を官によりて收租することは旗人が所有して收租するのに比し、その租額が少く、しかもこれを旗人に賞給しても、租額に對し賞給旗人が多く、各人の賞給額は僅かなものとなつて効果が少いため原圈の公產地も承買を許可したことが見えており、(欽定八旗通志卷六十四土田志三土) 以後公產地の承買は全面的に認められたわけである。ところがその結果は承買公產地を再び典賣する弊田規制畿輔規制三) を生じたので乾隆五年旗地の私典私賣を嚴重に禁止した。(高宗實錄卷一二二乾隆五年庚申秋七月甲戌) この様な經過から公產地の規定も變化して禁令後旗地を典賣したもの、隠匿不報の禁令前典賣地、贖買復典旗地、賣絶地等のような入官後旗人の承買取贖を許さない旗地を公產地としたものと考えられる。そして取贖承買を許す旗地は公產地と區別して一般的の入官旗地としたのであろう。このことはしばしば記録の中に自ら官に申し出たものはその取贖承買を許し、入官旗地とするとの記載があるのを見ても明らかである。(3) このように見ると前引の會典記載の公產地に關する規定には共通性があり、「嘉慶會典」に

圈地之入官者爲公產……

とあるのは公産地は入官園地を原則とし、自置の民地等を含まなかつたことを示したものであり、前記の旗人不能取贖及び

取曠不許可の官曠民典旗地、縁事入官地に關する記載は公產として入官圈地の具體的内容をあげたものと考えられる。尙そこに縁事入官旗地も公產の中に含めた如くに記されたるが、これは最初入官旗地のすべてを公產としたことから生じたものと考えられるのであつて公產の規定としては同書戸部の條に記されている前記引用文の方が明確な規定と言えよう。その内容は乾隆十二年に專案造報された「公產」の規定と略々一致している。

要するに公產地はその設置の始め入官旗地の全部をこれに充てたため、きわめて廣範圍な内容を含んでいたが、その後改變されて禁令を犯した私行典賣或は復典旗地、隱匿地を中心にして設置し、取曠承買を許さぬもので構成されたのである。これは公產地の承買を乾隆四年に許したことから公產地の減少によつて旗人に賞給する租額の不足を招くおそれを防止するため、公產地補充の意味で恒久的なものをこれに充てたと解してさしつかえないであろう。そして乾隆二十二年以降これら旗人の取曠承買を許さぬ入官旗地のみを公產として別に取扱うようになつたのである。従つて乾隆四年に公產地を自置の舊民地、原圈地の別なく、地の肥瘠によつて地價を五等に分け⁽³⁹⁾、旗人に承買を認めた規定は實際上その必要はなくなつたわけである。たゞその後においてもこの五等に分けた承買價の規準は入官旗地を承買する場合に適用されたものがあるようである。⁽⁴⁰⁾

以上述べて來たように公產地は、はじめ入官旗地をもつてしたがその後入官旗地中、旗人の取曠承買を許さぬ、主として官曠民典旗地をもつて公產に充てる様に變化したのである。従つて公產地は後において入官旗地中の一つの獨立した項目として取扱われる様になつてゐる。同様に前項で述べた存退餘絶地あるいは回曠民典旗地も後述する様に入官旗地中夫々獨立した項目となつてゐる。

(4) 八 項 旗 地

前述の如く、旗地の中には種々の理由によつて入官された所謂入官旗地と稱されるものがあり、それには旗人が罪を犯し

たり、公帑を消費して旗地を官に沒收されたものや、存退餘絶地、官贖民典旗地及び隠匿沒收民典旗地、旗人取曠後の再典沒收旗地等があつた。これら入官旗地は前述の如く乾隆元年公產地設置の際すべて公產に編入され、所謂八旗公產地として總稱されたが、その後乾隆年間にこれを夫々の項目にわけて專案造報するようになり、公產地も入官旗地中の一項目としてその内容を限定されるようになったことは八旗公產の項で述べた如くである。ところでこの乾隆年間に入官旗地を夫々の項目にわけて專案造報したものには「另案」、「屯莊」、「存退」、「莊頭」、「三次」、「四次」、「奴典」、「公產」の八つのうち「另案」を除く七項があり、この七項と雍正年間既に專案造報されたこの「另案」とを總稱して、その八項あるところから「八項旗地」と稱され、その租を「八項旗租」と稱したのである。そこで以下少しく述べてみることにする。

另案とは「畿輔通志」に

另案項下。係雍正三年奏准。戶部咨行。令將內務府交出餘地。並八旗拖缺官項人等報抵地畝。以及緣事抄出入官房地。除挑選作爲井田地畝外。其餘房地。著交地方官徵租報解。於雍正七年爲始。另立一案。按年造報奏銷。名爲另案。(五經世二旗)

とあるように、内務府關係旗地中の餘出地及び公帑消費や事故によつて抵當又は罰として沒收された地を指し、雍正七年以後毎年「另案」の名をもつて專案造報されたものである。こゝに「除挑選作爲井田地畝外」とあるのはこれらの入官旗地中の一部をもつて雍正三年に井田を設置し、無産業旗人に耕種させる様にしたためである（後述）。そしてこれが雍正七年以後毎年專案造報されるようになつたのは井田設置に年月を要し、雍正七年一應の終結をしていところからこの年より始めたものであろう。この另案入官旗地は雍正二年調査のとき四千二百餘頃あつたことが見えているが⁽⁴⁾その詳細については後日の機

會に述べることにする。次に「存退」については同書に

存退項下。係順治初年旗入圈佔民地。作爲旗地。如指圈之地有餘剩。交官徵租。謂之存。又圈去還官徵租。謂之退。於乾隆十一年爲始。按年專案造報。名爲存退。

とあり、存とは清朝入關後旗人に支給した圈地中の餘剩地を指し、項とは圈地支給後官に返還された地を指すもので乾隆十一年以後「存退」の名をもつて專案造報された入官旗地である。そうすると前述した存退餘絕地との關係が問題になるのであつて、存退餘絕地にあつては、存とは駐防旗人の在京時に於ける原有地の交官徵租にかかるものであり、退とは内務府莊頭退出地であつて八項旗地中の存退とはその内容を異にしている。ところが地誌によると「永清縣志」、「薊州志」、「良鄉縣志」、あるいは「涿州志」「三河縣志」等各地誌にしばり存退餘絕地としてこれが取扱つてあり、⁽⁴²⁾存退地、存退餘絕地の使用はまちまちである。おそらくこれは同じものと考えてさしつかえないものと思われ、乾隆十一年にはさきに存退餘絕地の項でのべたように、存退餘絕地全部を莊頭管理下に徵租したことがあり、この乾隆十一年に始めて專案造報したとあるのはこのことを指すものと考えられる。そして八項旗地に記された存退は存退餘絕地中の存地餘地にあたるものと推定される。それは存退餘絕地の存地にあたる地は乾隆二年以後停止され殆ど駐防旗人に關する地はなかつたため一括して考えられたものであろう。又退地にあたる地は乾隆二十二年以後別に取扱われるようになつてるので後世これを八項旗地中の存退から除いて規定解釋するようになつたものであろう。このため地誌によつてその記載項目に「存退地」、「存退餘絕地」などと見え、一定していないものと考えられる。このことは嘉慶以後の地誌に「存退地」の使用が多く、それ以前に「存退餘絕地」の使用が多いことからも推定出來、更に乾隆以前の記載には「旗退輸租地」等の名稱があつて「存退地」「存退餘絕地」の名稱が見えないことからこれらの地が乾隆以前においては一般に旗退輸租地と言われていたことが知られる。⁽⁴³⁾次に「莊頭」

とは同じく畿輔通志に

莊頭項下。係乾隆二十二年奏准。戶部咨行。令將內務府會計司所屬莊頭。以及管理三旗銀兩莊頭處。投充莊頭等退出地畝。一併交與地方官徵租報解。於乾隆二十二年爲始。專案造報奏銷。名爲莊頭。

とあり、内務府所屬の莊頭・投充莊頭等の退出地を乾隆二十二年以後「莊頭」の名をもつて專案造報されたものである。この莊頭退出地に對しては既に順治・康熙年間より交官徵租されていたのであつて地誌によつては「内務府莊頭地」とか「浮收莊頭地」、「内務府莊頭退出地」等と記されている。⁽⁴⁵⁾ 次に「屯莊」については同書に

屯莊項下。係乾隆十七年奏准。戶部咨行。令屯莊領種。霸・固・永・新等州縣井田地畝内。私行長租與民人耕種各地。交地方官全行撤出。召佃輸租。按年徵收報解。同屯戶領種並未長租地畝。亦一併令地方官徵解。於乾隆十七年爲始。專案奏銷。名爲屯莊。

とあり、これは雍正三年から七年にわたつて設置された霸州、固安縣、永清縣、新城縣の井田で（後述）、その後乾隆元年に屯田に改められた一般に井田改屯地といわれる地の徵租を乾隆十七年以後「屯莊」の名をもつて專案造報したものである。従つて屯莊地はこの四州縣のみに限られた特殊なものであり、その額も僅かである。⁽⁴⁶⁾ この井田改屯地はその設置のはじめ旗人中無職の者に耕種させたものであるが、右の記載にあるようにそのうち長租をもつて民人に耕種させたものは官において沒收し、佃戸に耕作させており、この屯莊地には長租のため官が民人佃戸に耕作させた入官地と旗人自ら耕種する屯田地と長租にあらざる民人耕種の屯田地とが含まれていたことがわかる。次に「三次」とは同じく同書に

三次項下。係初二三次官贖民人私典旗地之後。復奉文動帑官贖。自乾隆十年起。至十二年止。名爲初次。又自十三年回贖起。至十五年止。名爲一次。又自十六年起。至十八年止。爲三次。其奏銷起於乾隆十八年。迨後奉文。將初二三次先後贖

出地畝。並冊造報奏銷。名爲之三次。

とあり、更に「四次」については・

四次項下。係初「三次官贖民人私典旗地之後。復奉文勸帑回贖。自乾隆十九年起。至二十五年。爲始。專案造報奏銷。名爲四次。」

とあつて、これらはともに官において回贖した民典旗地であることがわかり、その回贖地を乾隆十年以後十八年迄を三年毎三期にわけて「三次」とし、造報したものを三次といふ、乾隆十九年以後二十五年迄を「四次」として專案造報したものである。これは既に述べたように乾隆十八年以後回贖民典旗地の旗人による召買を停止したことからそれ以前の官贖民典旗地を「三次」として專案造報したものであろうと思われる。又「四次」はそれ以後において回贖した民典旗地を別に造報したために區別されたものと考えられる。従つていづれも官贖民典旗地にかわりはなく、唯これらの回贖民典旗地は既に述べた公產地に含まれる地とは區別された禁令前の民典旗地及び自行報出の民典旗地にかかるものであつたと考へるべきである。即ち次の「公產」については同書にも

公產項下。係八旗人等贖買復典。並例禁前隱匿不報。及例後私典與民人。復經查出入官各項地畝。奉文地方官徵租報解。於乾隆二十二年爲始。專案造報奏銷。名爲公產。

とあるように官贖民典旗地を旗人が贖買後再典した旗地、例禁前民典旗地の隱匿不報の地及び禁令後の民典旗地は公產として乾隆二十二年以後專案造報されており、前記三次、四次回贖地はこの公產に含まれた入官旗地以外のものを專案造報したものといえよう。同時にこのことは乾隆五年の旗地典賣禁止以前の典賣地がいかに多く、その回贖にいかに多くの年月を要したかを推測するに足るものと言えよう。これは乾隆二十二年に康熙年間以前の典賣地は回贖を停止していることからも推

測出来る。最後に「奴典」とは同じく同書に

奴典項下。係八旗人等將本身旗地。私自典與旗下家奴。奉文動帑回贖。自乾隆十九年起。至二十二年止。陸續贖出地畝。統交地方官徵租報解。於乾隆二十三年爲始。專案造報奏銷。名爲奴典。

とあり、乾隆十九年より二十二年にわたつて回贖された旗人の旗下家奴に典賣した旗地を翌二十三年專案造報したものである。

以上のように八項旗地は「另案」、「存退」、「屯莊」、「莊頭」、「三次」、「四次」、「公產」、「奴典」の八項よりなり、夫々專案造報されたものであるが、要するにその業主權を官において保持する入官旗地であり、その性質上より見れば「存退」、「莊頭」及び「另案」中の内務府交出餘地は旗地の退出されたものや餘剩地を入官した地であり、「三次」「四次」「奴典」「公產」はともに回贖典賣旗地に關する入官地であつて夫々一括して考え得るものといえよう。又「屯莊」はもと入官旗地をもつて設置した雍正年間の井田に源を發したものであるから八項旗地といわれるこれら入官旗地は結局退餘地關係、典賣旗地關係、緣事入官旗地關係の三項よりなつていたものでこれを雍正・乾隆年間に八項の新名目をもつて夫々專案造報されたものであることが知られる。尙これら八項についての名稱には各地誌によつて相違が見られるがいずれも大同小異で、その内容に特殊なものは見當らない。

これら各項の入官旗地は地方官によつて官租を徵收され、藩庫あるいは内務府に解交されて八旗兵丁の賞給や新しく入關した留京當差の旗人に支給された。そこで次に旗租といわれたこれら入官旗地の官租について簡単に述べることにする。
尙これら八項旗地を中心とする旗地の額は年によつて相違があるが大體乾隆末期には三万頃餘あり、その後年々に増加して光緒年間には四萬頃近くあつたことが知られ、相當多くの旗租地があり、いかに多くの旗地が入官されたかを知り得る

とともに旗地崩壊の一端をうかがい得るのである。これら八項旗地の詳細については後日の機會に究明したいと考えているが、記録にあらわれたその總額を「欽定八旗通志」、「嘉慶會典」、「戶部則例」、「畿輔通志」、によつて見ると次の如くである。

記載書

面積 徵租額

欽定八旗通志（乾隆四十四年）

三一八七四頃四〇畝

三九七・五五〇兩

嘉慶會典（嘉慶十七年）

三七三三三頃一一畝

四六三・〇四三兩

戶部則例（道光五年）

三八七五五頃

四八四・〇〇〇兩

畿輔通志

三九五八八頃四十九畝

四二一八・八〇〇兩

このように旗租地額は乾隆末年の三萬一千餘頃から約四萬頃と一萬頃近くの増加を見ており、相當多かつたことが知られる。またその分布は殆ど直隸全府州縣にわたつており、殊に順天府は多く、一四〇〇〇餘頃をしめていたことが知られるが、⁽⁴⁸⁾ 詳細は後日の機会にゆづりたいと思う。

(5) 入官旗地の徵租

既に述べたように畿輔旗地においては種々の理由によつて入官されたものが多かつたが、これら旗地の入官されたものは一般に官において民人佃戸に耕作させ、官租を徵收していた。ところがこの官によつて徵收する租額は一般旗地において旗人が民人佃戸より徵收する租額に比してすこぶる軽かつたため屢々問題を惹起したので、遂に乾隆中期以後一般旗地における旗人の徵租と同様な租額に改められたことが見えてゐるので、以下その経過について述べることにする。

八旗公產の項で述べたように、乾隆元年入官旗地をもつて公產地としたが、その租額に關して翌二年の諭に

入官地畝。從前所定租額本輕。徒致州縣吏胥中飽。請派員前往。另行乘公更定等語。現在入官地畝之租。較之民人佃種旗地之租。爲數實少。而此項入官之地。原屬旗地。與民人交納錢糧之地不同。雖經官定租額。而百姓不知。仍納重租。以致吏胥中飽。今因地定租。固爲允協。但愚民不明事理。或妄生疑意。謂添增租額。亦未可定。（高宗實錄卷三十七乾隆二年丁巳二月戊寅）

とあり、入官旗地における官租の額が軽いため、徒らに地方吏胥の不正や中間搾取を招く状態なので、各州縣に派員して地租の調査改定を行う必要のあることを奏したのに對し、百姓がこれを知らないため、一般同様の租額を納め、地方吏胥の搾取を招くのであるから、改定増租はかえつて誤解を招くおそれありとして、これを許さなかつたのである。従つて官租の輕いために起る弊害は地方胥吏の不正に大きな原因のあることが知られ、帝はこの時、改定を行はず、旗民ともに愛護する精神から嚴重な主旨の徹底と取締りを命ずるとどめたのである。しかしその弊害は依然としてやまなかつたものゝようで、乾隆十一年再びこの問題が順天府尹蔣炳の奏請に基いて軍機大臣より議奏されている。それによると

向日旗地。每畝收租。係二三錢者。今所定官租。每畝自六分至錢許不等。土豪胥役。遂將地畝包攬。仍照原額轉租佃民。

從中取利。（高宗實錄卷二六〇乾隆十一年丙寅三月壬申）

と見え、從來旗地の租額が二三錢のものであつたのが、入官後の官租においては六分から一錢という輕額になつてゐるため土豪胥役の不正搾取が行われていたことが知られ、同じ議奏中に

今所報固安・滄州・赤城・三處租數。每畝自二三分起至一錢不等。誠如該府手所稱二三錢者。僅六分至錢許。則現租原租。太覺懸殊。::

とあることから固安・滄州・赤城三州縣の官租も二三分から一錢位できわめて軽かつたことが知られる。このためこの時の議奏においても現在徵收官租が原旗人徵收租額に對してきわめて軽く、その懸隔が甚しいので中間における搾取を免れない

旨を奏し、更にこれら徵收官租は民典旗地回曠の費用にあてるものであるから原租に比して輕減する必要のない旨を奏して租額の改定を建議したが、帝はこれを認めなかつたものゝようで、乾隆二十二年に至つて租額の改定を請う議奏が再び戸部より行われているのである。その議奏によると

臣等伏查。此項地畝。若照旗地之例取租。每畝市平租銀一二錢至三四錢不等。而現在民人承種每畝官租銀。最多者不過錢餘。少者僅收一三分不等。是此項地畝與其由地方官召民承種收租。無幾。徒使胥役中飽。如何按旗人自行收租之數。每年約可得租銀數十萬兩。：（欽定八旗通志卷六十四土田規制畿輔規制三）

と見え、この議奏においても從前旗人徵租の時その租額は一二錢から三四錢であつた地も官租にすると一二三分から多くて一錢位で徒らに地方胥吏の不正搾取を招くばかりであるから旗人收租時の租額に改めることを請うてゐるのである。これらの諸例から見て、旗人が旗地を民人佃戸に耕作させる場合の徵租は大體一二錢から三四錢位であり、入官地畝の租額は二三分から一二錢であつたことが知られるとともにその租額に相當な差があつたことが知られるのである。この乾隆二十二年十一月の戸部議奏に至つて乾隆帝も遂に從來の立場を捨て、同年十二月諭して官租の額を旗人收租の額と同額にすることを許したものであつた。その諭によると

：旗人原收租數。或係市平市斛。而官爲收納。勢必用庫平官斛。則租數雖屬相符。而貧民所加。已屬不少。嗣後人官地畝。地方官照原數徵收。著卽照原收平斛。令其輸納。庶俾承佃各戸。交租不致畸重。而官吏亦不致中飽矣。（高宗實錄卷五
二年丁丑十一月癸亥）

とあり、租額を同様にするのみでなく、その衡法も一般に用いられている市平市斛を適用して官において使用していた庫平官斛によつて生ずる差額をなくし、名實ともに旗人原收の租額をもつて徵收することにしてゐる。しかしながら、この改定

後においても地方官吏の不正搾取は依然としてあとを絶たなかつたものゝ如く、乾隆二十七年にはその弊害をさけるため、從來地方官によつて行つてゐた官贖旗地の撤租を内務府派員によつて徵收することに改めた記事が見られるのであるが、更に翌二十八年には大學士の議奏に従い、官贖旗地を中心にもと旗地にかかる地一萬四千餘頃を徹底的に調査し、その地の肥瘠に基いて上中下三等に分け、原租に關係なく改めて租額を定めた上、これを冊一本につくり、總督衙門、戸部に夫々送り、これにもとづいて毎年徵租を行ふよう令している。(欽定八旗通志卷六十五土田規制畿輔規制四) この令に従つて翌二十九年直隸六十五州縣にわたる調査が三回に分けて實施され、調査の結果、上地十七州縣、中地二十八州縣、下地十九州縣とも總計一萬四千五百三十餘頃の地における租額に十一萬千餘兩の増加が見られ、總額三十一萬一千九百餘兩の租額が決定されたのである。(五) この調査は乾隆年間に行われた官贖入官旗地を中心としたもので、入官旗地全部を對象としたものではないが、この調査は當時官贖入官旗地における租額が典賣當時の原價を規準とした贖價にもとづいて決定されていたため、その後における土地の肥瘠が考慮されておらず、公平を缺き、徒らに佃戶・胥吏の不正を招くのみで旗民ともに國の恩惠に浴させる精神に反していたために行われたもので、その調査に當つては官贖旗地の原收租の多寡、土地の肥瘠厚薄、隣接旗民地の實情を参考にして公平な租額を決定するよう計られている。(高宗實錄卷六九二、乾隆二十八年癸巳、欽定八旗通志卷六十四土田規制畿輔規制四乾隆二十八、二十九年) 尚この調査の結果、官地耕種の佃戶の下には、實際耕作に當る花戶があり、佃戶はそれら花戶から徵租して官租を納め、その餘潤をもつて生活の資としていることが判明したのでその處置をこうじてゐる。即ち八旗通志によると

民人承種官地。納租有名者曰佃戶。承種官地交租於佃戶者曰花戶。花實出租銀而官冊則無名。佃戶不必親耕而彙租交官。仍可歲食其餘潤。向來情形如此。」(卷六十五土田規制四土)

とあることによつて花戶と佃戶の關係が知られる。この花戶による耕作は、從來一般的に行われていたものであり、しかも

官冊にその姓名を記載されていなかつたのである。このため佃戸の不正侵呑や、花戸への官地の實質的典賣、あるいは花戸の佃戸に對する不正缺租、地方胥吏の不正搾取など種々の弊害を伴つていた。^(註3)そこでこの年以後、花戸の姓名及び郵名・地數・毎畝徵租額を官冊に記入することにし、これらの弊害を防止すると共に、佃戸が自ら耕種し得なくなつた場合には地方官によつて另佃承種させ、私相授受、私行典賣を嚴重に禁止したのである（同上）。また乾隆三十四年にはこのような入官旗地の調査丈量や租額決定に旗員を派遣して行わせることは回護徇情朦混草率などの諸弊を招くため、直接に戸部・刑部から各四名とその他の部から各二名の滿漢兩司官を揃選特派して查辦するよう改めている。（高宗實錄卷八四五乾隆）これはまたまその前年、旗員の和爾・景阿による減租奪田に係る事件が起つたため改められたものようである。（高宗實錄卷八四〇乾隆三十四年冬十月乙亥）^(註4)戊午丙寅）このような事情は當時いかに旗員をはじめ地方官・胥吏より豪族・佃戸農民に至るまで腐敗堕落していたかを推測し得るものといえる。

以上述べてきたように入官旗地においては官租を徵收していたが、その租額は當時一般旗人が佃戸より徵收していた租額に比して頗る軽く、旗人原收の租額が一二錢から三四錢なのに對し、官租は最低二三分から多い場合で一二錢という狀態であつた。このため地方豪族・胥吏の不正や中間搾取が甚だしかつたので屢々官租改定の件が議奏されたが乾隆帝は旗民相愛の主旨に反するとしてこれに從わなかつた。しかしその弊害は激しさを加えるばかりであつたため、遂に帝もこれを容れ、乾隆二十二年に至つて旗人原收の租額をもつて徵收することに改めたのであつた。しかもこの改定に當つては實質的にも同額となるよう庫平官斛を用いないで、市平市斛を用いるようにしたのである。その後乾隆二十八年には回贖入官旗地の租額が實情にそわない點を考へて、直隸六十五州縣にわたる官贖入官旗地の實情調査を命じ、原收租額に關係なく、土地の肥瘠、周圍の事情等を考慮して上・中・下の三等地に分け、租額の改定を命じたのである。その調査は翌二十九年三回に分けて

實施され、從前の租額に比して十一萬餘兩の増額をみたのである。尙入官旗地の徵租は從來地方官によつて行われていたが地方胥吏の不正搾取が甚しく弊害が多かつたので乾隆二十七年より内務府派遣の役人によつて徵收されるように改められ、次いで乾隆三十四年には入官旗地の查丈定相を旗員に行わせることは回護徇情等の弊害を招くため、戶刑兩部より各四名、他の部より各二名の派員を選出してこれを行わせるように改めたのである。このような入官旗地の徵租に關する諸種の改革は要するに地方豪族胥吏の中間における不正搾取の弊害を防止することを目的としたもので、當時の地方官胥吏の腐敗ぶりの一端を示すものと言えよう。

次にこれら入官旗地より徵收された所謂旗租の用途について簡単に述べると、「嘉慶會典」卷十三戶部の條に
經徵旗租。例於十月內具解戶部。冬至後頒恩旨。普賞八旗兵丁一月錢糧。如租銀未能到齊。在於部庫節年賞剩旗租項
下。先行動撥。續解歸款。留京當差之新滿州。按其等第。應得地畝租銀。減半折給。

と見え、毎冬八旗兵丁に賞給したほか、來京當差の旗人に分給したことが知られるが、この記載に見える八旗兵丁に對する賞給は乾隆四十四年に決定し、翌四十五年より實施されたものであることが「高宗實錄」の記載によつて知られ、新滿州來京當差人に對する給銀は乾隆二十一年に定められたものであることが「欽定八旗通志」「嘉慶會典事例」等によつて知られる。即ち「高宗實錄」によると、從來八旗官兵の認買を禁じていた入官旗地を、旗人の生計に無益であるから再び分買を許そうとの案に對し、分買後、その地の遠近によつて旗人の取租に難易があり、かえつて無益な結果を招くことが豫想されるため朕意此項田地。莫若仍由官取租。俟每歲租銀。送交戶部時。分給八旗兵丁。則伊等既不費力。又不須扣存地價。於生計甚有裨益。（卷一〇七四、乾隆四十一年己亥春正月戊戌）

と記されているように、官によつて徵租し、八旗兵丁に分給するよう定められ、翌四十五年から實施されている。（五五）又來京當

差人に對する給銀については「欽定八旗通志」に

新滿洲官兵人等來京當差。免行撥給地畝。於地方官徵租解銀內折給銀兩。每畝折租銀一錢五分、如應得三百畝、則給銀四十五兩……（卷六十四土田志三土
隆三十一年）

とあるように、毎畝一錢五分の割で支給されるように定められている。「嘉慶會典事例」によると

新滿洲人等來京當差。向例於直隸存退餘絕地内。按品級大小分別撥給。但領有肥瘠之異。且侵隱增租。更多滋弊。嗣後每畝酌給租銀一錢五分。覈計一名壯丁地。每年給租銀四兩五錢。即在直隸徵解部庫旗租銀內動給。（卷八四一、八旗都統田宅官兵莊田・乾隆二十一年）

と記されており、既に述べた如く新滿洲人來京當差の際の給地は、乾隆二年以來存退餘絕地をもつて、これに充てゝいたのであつたが、給地の肥瘠、增收の弊害があるため、給銀制に改め、一般に一名壯丁地即ち三十畝に相當する給銀四兩五錢を支給するようにしたのであり、これを旗租から動給したことが明示されている。尙前掲の「嘉慶會典」記載の中に「減半折給」とあるのは、乾隆三十六年以後、この支給額が半減されたことによるものである。(註)乾隆五十四年版戶部則例、卷五田賦旗地、卷六十五土田志四、土田規制畿輔規制四乾隆三十六年。従つて乾隆三十六年以後來京當差の八旗兵丁は、一名壯丁地に對する給銀として二兩一錢五分の割で、毎年旗租の中から動給されるようになつたわけである。

以上の如く、旗租は毎年末旗人に賞給されたほか、新滿洲來京當差人の給銀に充てられ、それらは夫々乾隆四十四年、乾隆二十一以後決定施行されて嘉慶年間にも實施されていたことが知られるのであるが、乾隆年間に於いてはこのほか、既に述べたように、乾隆初期入官旗地を公產とした際、貧窮旗人に對する賞給の用に充てられたり、房屋の建築・修理費、あるいは民典旗地回贖費、屯田耕種希望者に對する給銀や房屋費に充てられたりしたことがあつた。(註)このように入官旗地の租

銀は乾隆年間において、旗人に關係ある諸種の出費に充てられ、きわめて多方面に使用されたが、乾隆四十四年以後は來京當差人の給銀のはかは大部分旗人に毎歲一カ月分の錢糧を賞給する用にあてられ、咸豐二年旗民交產の許されるまで繼續されて、旗人の生計保護の一助としたのであつた。

以上の如き旗地の入官や、その租の旗人賞給等による乾隆年間の旗地保護、旗人救濟も、乾隆末期には次第にくずれ、官租の徵收もとどこおりがちとなり、⁽⁶⁰⁾嘉慶以後その政策は年と共に困難化していくのであつた。

註

(1) この間の事情については周藤吉之氏「清初に於ける圈地と旗地纏量との關係」(小野武夫博士還暦記念論文集東洋農業經濟史研究貢一〇一—一二三)に詳細な究明がある。

(2) 八旗官兵には圈地より旗地が支給され、宗室・内務府には莊

園が支給されおり、八旗官兵の給與旗地は順治初年六晌(四

十二畝)、順治七年五晌(三十五畝)、康熙二十三年五晌(三十

畝)となつてゐるが、八旗高官人は壯丁地の外に圈地が支給さ
れてゐる。一例をあげると順治二年には内務府總管八晌、親王
府管領六晌、郡王以下府管領五晌、各官執事人員五晌を、又順

(3) 「欽定八旗通志」によると
「撥給地畝。以現在爲准。嗣後雖增丁不添給。減丁不退出。各
官雖陞遷。不添給。故降革不退出。」(卷六十二土田志一畿輔
規制一順治四年)
とある。

(4) 肥瘠による支給額の増減は考慮されなかつたが、順治初年の
圈地には瘠薄地が多かつたので順治四年以後さかんに民地を沒
收して瘠薄地と交換してゐる。しかし民地圈撥の限度から、そ
の交換にも限度を生じていた。

(5) この撥補地に就いては周藤吉之氏「清初に於ける畿輔の撥補
地に就いて」(社會經濟史學第十四卷第四號昭和十九年七月)に
詳細な究明があり、それによると順治二・三年頃には主として
同一州縣内の明代以來の官田・屯衛田・學田・故絕地・民荒地
「清初に於ける畿輔旗地の成立過程」上・下(東方學報十五ノ

等が撥補されており、順治四年以後には旗地の擴大から他州縣

り、開墾地の圈撥も停止している。

内の前記の地が撥補されている。更に康熙朝にはその初期に有主民地の圈占が行われ、民人には八旗壯丁地の退出されたものがあたえられた。これを撥補地中順治年間の撥補地と性格の違

うところから兌補地と稱したことが說かれている。

(8) 欽定八旗通志によると順治六年の條に「新來壯丁每名給地五晌」とあり、翌七年の條に「八旗舊壯丁。每名撤出地一晌。

撥給新壯丁」とあり、同様の記事が諸書に見られる。

(9) 周藤吉之氏「清初に於ける圈地と旗地繩量との關係」に詳しい論究あり。

(6) 投充に就いては周藤吉之氏「清朝初期に於ける投充とその起源」(東方學報十三一二、三)に詳細な究明あり。

(7) 順治四年に「民間田產。永停圈撥。」(八旗通志卷六十二土田志一畿輔規制)、順治四年三月とあるほか、順治十年には「圈占民間房地。永行停止。」(欽定八旗通志同上順治十年、康熙大清會典卷二十一戶部五、各旗莊屯凡撥給八旗官員兵丁畿輔

田土等)とあり、更に康熙八年にも「比年以來。復將民間房地

圈給旗下。所以致民生失業。……嗣後永行停止。其今年所圈房地。悉令給還民間。……」(世祖實錄卷三〇康熙八年六月戊寅、欽

(10) 周藤吉之氏「清朝初期に於ける投充とその起源」(東方學報十三一三)頁三五六

(11) 康熙大清會典卷二十一、田土二、荒政、蠲免には「順治元年。……又定。各旗壯丁。差徭・糧草・布疋。永停輸納。」

と見えてる。

(12) 「世祖實錄」卷三五順治四年三月己巳の諭に「……自今以後。投充一事。著永行停止。」

とある。

(13) 周藤吉之氏「清朝中期に於ける旗地の小作關係」(東方學報十二一一)に諸例あり。

とあるほか、康熙二十二年に「……無田土者。以戶部所存未分撥田土撥給。并丈量王以下官員人等以上。戶內田土。有較原數浮溢者。令存留撥給。……」とあるように邊外空地や、丈量餘地、その他退出地を充當している。又康熙二十三年に民間田地永停圈撥を再認すると共に二十四年には「直隸州縣百姓墾荒田地。停止圈撥。」(欽定八旗通志同上康熙二十四年乙丑四月戊戌)とあ

(14) 長程に就いては後述するが、要するに小作料を相當年月分前納することである。そのため質的には典賣となる傾向があつた。

(15) 旗人の生活に就いては後日機會を得てまとめて考えていくが、「大清實錄」「皇朝經世文編」「八旗通志」「清代通史」その他多くの文献に散見される。

(16) 順治・康熙年間の政策として旗地典賣の禁止とか瘠地の交換、水冲沙壓地の退換等が行われており、主として不良地の交換が多かつた。

(17) 「世宗章皇帝實錄」卷八十五、雍正七年己酉八月癸丑には

「…雖有理事同知一員。亦相隔甚遠。不過詞訟到案。一爲判斷而已。平時則無稽查約束之功也。朕意欲於旗員及司官內。遴選賢能者八員。派往各府有旗莊地方。專辦旗人之事。時加教誨。申明禁約。導其善念。革其邪心。小則分別懲戒。大則據實糾參。其有旗民互相爭訟之事。仍聽該管衙門審理。此差往之員。以一年爲期。更換一次。果能資心辦理。化導有方。一年內所督之處。無旗人犯法之案。將該員與以議叙。倘或怠忽廢弛。因循瞻顧。或擅作威福。多生事端。著直隸總督與巡察御史郎行參奏。從重議處。…」

とある。

(18) 「世祖實錄」卷四十八、順治七年三月丁丑の諭によると旗民

間の土地賣買は禁じられている。従つて旗地の賣買のみならず、旗人が民人房地を置買することも禁じられていた。

(19) これに關しての明確な記載は乾隆四十六年に見られるがそれ以前の記録が見當らない。順治年間にはまだ明らかに禁止され

ており、「世祖實錄」順治十八年九月癸巳の記載によれば「民間地土房屋禁止滿洲置買。已於順治七年三月内。定例遵行。後順治十三年。奉有順治七年禁以前。所賣地土房產入官。戶部給發原價。其錢糧行文地方官除免之旨。臣等看得未禁之前。所

置地土房屋。發覺者請不給原價。免其入官。七年禁止以後所買地土房屋。仍照定議盡行入官。買者賣者。一併治罪。詔從所請。」

とある。一方乾隆四十六年五月甲午の記載には

「…嗣後旗人無論官員及閑散家奴人等。置買房地者。構令呈明該管佐領。在兩翼監督衙門納稅…。」(高宗實錄卷一「三二」とあり、民人房地の置買を認めていた。しかし康熙朝以後この間ににおいて置買が認められていたかどうか明確でない。乾隆・同治戸部則例にも「八旗通志」にもこの記録以外に見當らない。唯乾隆初年に入官旗地を公産とした際その中に旗人自置の舊民地があるからそれは旗民をとわす承買を認めるという記録があり、あるいは認められていたのかも知れないが、一面順治七年禁令前の置買民地であることも考えられ、明確になし得ない。

(20) 「欽定八旗通志」卷六十二、土田志一、土田規制、畿輔規制

一、康熙九年二月の條に

「官員甲兵地畝。不許越旗交易。其甲兵本身種地。不許全賣。」とあり、これによると同旗内の交易は認められていたことが窺われ、同時に旗地の全賣は禁止されていたことがわかる。

(21) 「欽定八旗通志」卷六十三、土田志二、土田規制、畿輔規制

二、雍正七年の條に

「八旗地畝。原係旗人產業。不准典賣與民。向有定例。今竟有典賣與民者。但沿相已久。著從寬免其私相授受之罪。各旗務將

典賣與民之地一「清出。奏請勸支內庫銀照原價贖出。留在各該旗。給限一年。令原業主取贖。如逾限不贖。不論本旗及別旗人。均准其照原價承買。」とあり、典賣旗地に對する方策を明示している。

(22) 「高宗實錄」卷一〇四、乾隆四年十一月乙巳の諭に

「我朝定鼎之初。將近京地畝。圈給旗人。在當日爲八旗生計。有不得不然之勢。其時旗人所得地畝。原足以資養贍。而無缺乏。嗣因八旗生齒日繁。恒產漸少。旗人又或因事急需。必不得已。將地畝漸少。次典與民人爲業。雖民人不許私行典賣旗地。向有成例。但歷年久遠。輾轉相售。已成民產。今欲將從前典出旗地。陸續贖回。必須於民人全無擾累。辦理始爲妥協。再此項地畝。爾等議令原主取贖。及官兵認買。殊不知官員內。間有一二人。尙可扣俸認買。而貧乏兵丁。食餉有限。無從措價。勢必至歸富戶。富戶或肯周濟親族。亦豈能多爲分給。其所周濟。能有幾何。則贖地事。恐未必於貧乏旗人有益。」

(23) これについて「清國行政法」第二卷一編内務行政第四章土地

制度第二節旗地第二款畿輔旗地第一項旗地の典賣においては、「嘉慶會典事例」の乾隆九年奏准及び同十一年の覆准、乾隆會典」卷九十五を引用しながら乾隆九年の規定の如くに解し、「回贖地價は出典の年限により一樣ならず出典後十年未満は原價をもつて回贖し、十年から二十年は原價の十分の一を減じて回贖し、その餘は等しく十年毎に十分の一を減じ、五十年以上

のものは悉く半價をもつて回贖する」というように解釋しているがこれは明かに誤まりで同書引用の乾隆十一年の奏准にも「十年以外者。減原價十分之一。必至三十年始減原十分之二。則所給價値。未免偏枯。應以十年爲率。十年以外者。每年遞減。至五十年以外者。仍以半價取贖。」

とあり、「乾隆會典」卷九十五にも

「：十年外減價十之一。以次按年遞減。至五十年外給半價。」

とあつて、ともに「每年遞減」、「按年遞減」と明示されており、本文引用の「欽定八旗通志」記載の如く解すべきである。「高宗實錄」卷二六〇乾隆十一年丙寅三月戊辰の回贖民典旗地に關する條款にも

「贖價宜按年遞減。查原議在十年以内者。照原價。十年以外者。減十分之一。必至三十年。始減十分之二。所給價値。未免偏枯。應令按年遞減。」

とあり、同様の意味に解される。尙回贖價は原價を規準としたことは本文の如くで、萬一典地を更に典賣した場合にも同實錄條款に

「：轉典地畝。無論價值多寡。總以原典價爲準。按年減價取贖。其轉典價重者。原典之人完補。」とあるように、やはり原價を規準としたことがわかる。

又回贖に際しての典地年限の起算は「高宗實錄」卷三四四乾隆十三年戊辰五月甲午の戸部議准によると

「回贖民典旗地。其原典之年。在九月以後者。係次年承種。收

租亦於次年起扣給價。如在八月以前。已收本年租息。應概以當年扣贖找價。從之。」

（24）「原典の年を收穫の終る九月を規準として九月以後の典地は次年度より起算し、八月以前の典地はその年より起算する様に定められている。」

（24）「均照……」とあることはそれ以前にこのよう規定があることが考えられる。そこでそれ以前の規定を見ると回贖民典旗地の承買に關するこのよう規定は見當らないが、入官旗地の旗人による承買に關して「欽定八旗通志」乾隆四年の條に

「…領買者。無論銀數多寡。分作五次。限五年交完。其指俸餉抵買者。坐扣五年完結。…」

という記載があり、おそらくこの規定を指したものであろうと思われる。このことは官贖民典旗地は原業主が取贖するが、旗人が承買する場合以外は官に所有權、業主權があり、入官旗地と同様に取扱つてることからも、この規定の適用が推察される。

（25）「欽定八旗通志」には

「…於承買公產案內。撥銀二十萬兩。交直隸總督。…」とある。

（26）找價といふのは原業主が價銀を得て出典した後、更に追徵し

た價銀をいう。この找價については「欽定八旗通志」に

「…至於找價。每有不經中保私相授受者。其中誠僞難分。應酌定年分以重區別。自乾隆五年四月奉到部咨議准回贖以前。實係原報遺漏。查驗中契無僞時日相符者。准其併算取贖。如五月以後復以找價填契內者。概不准給找價。以杜虛冒。…」（卷六十四 土田志三土田規制畿輔規制三乾隆十一年）

とあり、回贖に際して價銀を多く得るために找價と稱して原典價以上のものを要求する弊を防ぐため、官に於いて回贖する旨を發令した乾隆五年四月を規準とし、それ以前に找價の授受が行われたことが明確であつて、これが原報に遺漏している場合は原典價に找價を加えた價格で回贖を行い、發令以後は找價と稱して原典價に加えることを認めないことにした。

（27）同書二十九年の條に

（27）「計地一萬四千五百三十四頃六十二畝有奇。原徵租銀二十萬二千二百六十七兩。…」

とある。

（28）「欽定八旗通志」乾隆十八年の條には

「其民典旗地。嗣後一併停其召買。交與該旗作爲公產。將所收租息歸入此案。於歲終彙奏。增給貧乏旗人。俾資養贍。益得充裕。」

（29）「光緒會典事例」卷一一一八、八旗都統、田宅二、咸豐二年の條に

「嗣後坐落順天直隸等處旗地。無論老圈自置。亦無論京旗屯居及何項民人。俱准互相買賣。照例稅契升科。其從前已賣之田。業主舊主均免治罪。」

とある。

(30) 光緒會典事例卷一六〇戶部田賦二咸豐九年の條には

「旗民交產。升科無多。仍禁民人典買旗。地至從前民人契買旗地。業經報稅升科者。仍准其執業。以免紛擾。」

とある。

又同書同治二年の條には

「自禁民人典買旗地後。旗人生計維難。復行旗民交產之例。仍

照咸豐二年奏定章程辦理。」とあり、再び旗地の典賣が認めら

れている。ついで同書光緒十五年の條には

「嗣後宗室八旗京屯田產。無論老圈自置。永遠不准賣與民人。」

如有違例。私自買賣。即行照例懲辦。……」

と見え、旗地の買賣は禁止されている。この禁令が典地にも適

用されたかどうかは明確でない。

(31) この問題については周藤吉之氏「清初に於ける畿輔旗地の成

立過程」(東方學報十五一二) 中の「圈地と退地との關係」の

項において「退地及び旗退輸租地發生の過程」頁七二として詳

細な究明がある。

(32) 「欽定八旗通志」卷六十四土田志三土田規制畿輔規制三、乾隆五年の條に記載あり。

(33) 「欽定八旗通志」同右、乾隆七年の條に記載あり。

(34) 同書乾隆十八年の條には

「旗下奴僕及開戶之人典買旗地。請定限一年。令其自行首報。

官爲回贖。：但必係典出者。方准原業主於俸餉內照例分五限扣

價認領。其賣出者。即將地畝贖回入官。不准認領。亦不准他人

承買。：作爲八旗公產。官爲收租。……」とあり、典地は民典旗

地の例にもとづいて認領を許しているが、賣地は入官して公產

となしている。

(35) 「公產項下。係八旗人等贖買復典。並例禁前隱匿不報。及例後

私典民人。復經查出入官各項地畝。奉文地方官徵租報解。於

乾隆二十二年爲始。專案造報奏銷。名爲公產。」

(36) 「……此項地畝。仍令八旗官兵。或指俸餉。或交現銀承買爲業。

則八旗人等。各得立產。於生計自有裨益。……」

(37) 「禁八旗私行典賣承買地畝。……今聞不肖之徒。承買此項地畝。

祇圖目前微利。竟有私典賣與旗民者。朕將作爲公產地畝。降旨

條令無產貧乏之人承買者。原欲令伊等得永遠生業之資。：如將

私典賣地畝之人。降旨指出。則必將售買者俱以違制治貲。……」

(38) 但し乾隆十八年以後は前述の如く民典旗地に關しては、その

召買を禁止し、公產としている。それでも乾隆十九年の高宗實

錄記載によると自行報出にかかる地は、その處罰を免じ、

「……清查原業主。如能交銀回贖者。令其回贖。如不能回贖者。

將此項官贖。所得租息。亦照部議辦理。……」(高宗實錄卷四五六

乾隆十九年甲戌二月壬申)

とあるように、回贖の能力ある原業主の回贖を認め、不能者の

み官贖を行つてゐる。

(39) 地價の五等區分に關しては乾隆五十四年版の「戸部則例」によるとその卷六田賦旗地下、認買官地の項に次のように定められている。

等地	每畝租額	每畝定價	每三十畝定價
頭等地	三錢以上	一兩六錢	一兩六錢
二等地	二錢一二錢九分九釐	一兩二錢六分六釐有奇	四十八兩
三等地	五分六釐一錢九分九釐	九錢三分三釐有奇	二十八兩
四等地	一分一五分五釐	六錢	十八兩
荒地	無租	照四等地作價	十二兩

(註) 每三十畝の定價は嘉慶會典事例卷一三五卷八四一、及び欽定八旗通志卷六十四土田志三、土田規制畿輔規制三乾隆四年の記載による)

尙「嘉慶會典」卷六十七八旗都統の條には

「官地分四等。頭等地每畝價銀一兩六錢。二錢九分九釐者爲三等地。自一分至五分五釐者爲四等地。」

とあるが、これは遺漏誤載があり、前記戸部則例に從うべきである。即ち二等地となるべきところが三等地とあり、「分四等」と記しながら頭・三・四等しか記されていないのも、その誤載を示す。

「清國行政法」(第一編内務行政第四章土地制度第二節旗地第二款畿輔旗地・第二項旗地の沒收及公用徵收(入官旗地の承買)(價格))には、これを「一部改正」と解し、每三十畝の各等地の

價銀と比較して、

「一等地價銀兩は符合し、二等地略々同じく、三等地は乾隆四等地に等し。」

と解しているが、これは「分四等」とある「嘉慶會典」の記載を看過し、「乾隆戸部則例」を引用していないための誤解である。

尙此の買價決定に際しての等地の規準とした租額は一般旗地において旗人が佃戶より徵收していた租額であつて官租に基くものではない。

(40) 「欽定八旗通志」乾隆三十九年五月の條に

「從前八旗人等。遇有拖欠公項。願將本身地畝報抵入官者。照認買公產之例。…」

とあることはその一例と言える。

(41) 「雍正會典」雍正二年の條に

「内務府餘地共一千六百餘頃。拖欠錢糧人等。所交地共二千六百餘頃。…」

とあり、同じく翌三年の條に

「戸部收過八旗人等所交地畝。并内務府交出餘地。所收銀錢糧石。另立一案。以定奏報考成。自雍正三年起。按年接數徵完。銀錢解部。糧石存貯各州縣備用。仍於歲底將解部錢糧。並存貯糧石數目。造具清冊。…」

と見えてることから、前記四千二百餘頃の地は翌年から造報されたことが知られるが、このうち井田設置に二百餘頃を充

てゝおり、その設置に雍正七年までかゝつてゐることより、（本文井田策の項後述）雍正七年から專案造報したものと考えられる。

(42) 乾隆朝以前の記載には「旗退輸租地」、「退出輸租地」と記されたものが多く、乾隆朝中期頃までは「存退餘絶地」と記したものが多い。これに對し、乾隆末以後においては「存退地」と記されたものが多くなつてゐる。

(43) 存退餘絶地中の退地にあたる内務府莊頭退出地は後述の如く、乾隆二十二年莊頭の名をもつて專案造報され、八項旗地中の一項をなしてゐる。

(44) 別に「退出輸租地」あるいは單に「退出地」として取扱われてゐる場合もある。

(45) 「薊州志」とか「定興縣志」等では内務府莊頭地とあり、「三河縣志」等には浮收莊頭地と記されている。

(46) 直隸賦役全書によれば固安縣五十四頃五分一釐、永清縣七頃五十畝、霸州十頃九十四畝、新城縣二十一頃六十八畝であり、計九十四頃有奇の少額である。

(47) 莊頭・公產の二項は内務府に、他の六項は藩庫に解交された。(48) 各府州の額を表示すると次の如くである。

順天府 一四四二九頃九十一畝一分四毫
正定府 八頃五十三畝二分
保定府 八六五一頃七十八畝九分六釐八毫
廣平府 四頃十五畝九分九釐

清朝中期の畿輔旗地政策（一） 石橋

永平府 四九九一頃四十二畝六分六釐九毫

順天府 六十畝六分四釐八毫

天津府 三一〇六頃 十六畝一分一釐八毫

遼化州 五一七頃 十七畝二分七釐四毫

河間府 一二八四頃五十四畝八分八釐二毫

易州 一〇〇八頃七十四畝八分九釐八毫

宣化府 八二十四頃八十八畝三分八釐四毫

定州 五五頃九十六畝一釐

冀州 九分八釐八毫

一頃

獨石口廳 一〇三頃五十八畝四分一釐

張家口廳 九八頃八十一畝三分三釐

(49) 同書に

「…此項租銀。留爲將來贖地之用。豈可過於減輕。且旗人贖買之後。照此收租。必較原租短少。於旗民均無裨益。徒爲土蒙胥役中飽。應請一併勅交該督。詳悉查核。…」

と記されている。

(50) 「欽定八旗通志」乾隆二十七年の條に

「…徒交地方官徵解。適滋胥吏侵肥。旗與民兩無裨益。著將此項交內務府派員經理徵收。俟原帑接數歸清之後。卽將地畝賞給

八旗。作爲恒產。…」

とある。

(51) 「欽定八旗通志」所載の額を表示すると次の如くである。

清 一八五

路	州縣數	上地	中地	下地	面積	租從額前	增酌額復	計
北 路	24	20	21					
65 州 縣				7 州 縣				
17 州 縣	5 州 縣 玉田、豐潤 任邱 樂亭、萬全	5 州 縣 寶坻、武清 東安、三河		7 州 縣 涿定、興安、易州 完縣、睿城、蠡縣				
28 州 縣	13 州 縣 四撫梁懷霸州 寧東州來州 喀臨廬延遼河 喇榆龍慶化、平谷 屯昌黎安	7 州 縣 香河、南皮、霸州、河間 通州		8 州 縣 房山、高陽、雄縣、清苑、滿城 新唐縣				
19 州 縣	5 州 縣 密雲、順義、懷柔	8 州 縣 昌平、赤城 青縣、文安、保定、永清 靜海、滄州、大城		6 州 縣 涿州、良鄉 宛平、大興 望都、安州				
14533頃45畝	4774頃10畝	4638頃35畝		5122頃零				
201940 兩	54840 兩	55100餘兩		92000 餘兩				
111029 兩	36029 兩	35000餘兩		40000 兩				
312970 兩	90869 兩	90100餘兩	132000 餘兩					

(52) 「欽定八旗通志」乾隆二十九年四月の條に

「...官贖旗地。係按照契載年限減價。其在十年以內者仍照原價給與。十年以外者卽減十分之一。以次遞算。至五十年外者止給半價。取贖。合既贖之後。率以贖價之多寡擬租數之輕重。如贖價一兩卽定租一錢。大約以十分之一取租。自有回贖以來俱照此辦理。...」

(53) と記されてゐる如く、民典旗地の贖價を規準として租額が決定されてゐた。従つて單に土地の肥瘠のみならず、回贖時の減價、不減價によつても、租額に差異が生じ、きわめて不公平なものであつた。

花戸は佃戸即ち小作人の下にあつて佃戸の耕種すべき地を耕作する者であり、官地の實質的耕作者は花戸であり、佃戸は官

と花戸との間に存在する寄生的、中間的立場にあつたわけである。従つて佃戸は花戸より小作料をとり、その一部を租として官におさめ、余潤をもつて生活費に充てたわけである。こうした耕作法が一般的に行われていたことは、官租の軽かつたことに大きな原因があるものと思われるが、文献が少いためまだ詳細を解明し得ないので後日究明する所存である。

(54) 「欽定八旗通志」乾隆三十九年九月の條に次の如く記してある。

「…分佃之花戸。姓名一一填註。冊中從前含混影射之戸。已一概刪除。應令地方官冊照抄錄按名分給。執照每人照內將鄉名地數。及每畝徵租若干。共銀若干。細數總數開寫明白。俾愚民曉。而猾胥蠹役亦無所施其增減移易之術。各佃遇有事故。實在不能耕種者。准其呈明。地方官另行召佃承種。不得私相授受。致滋弊端。其有私行典賣者。照盜賣官田律。將售主與典賣之人。均嚴加治罪。仍將地畝撤回。」

(55) この事件については次の如く記されている。

「識。據楊廷璋奏。肅寧縣武生孔聖宗控告承種郭炌入官地畝。減租奪佃一案。該旗查員和爾景阿。先赴原佃陳文彩家居住。得受餽送。串通減租。捏名認種。復經告病知縣王汝木家人受贿。代投認狀名情由。並查出霸州・河間・任邱三處。郭炌入官地畝。均有短少租額。情弊。亦係委員和爾景阿。自往勘丈。領催跟役。俱得受錢文。該地方官並不會同查辦。率行造冊。并任書役人等挾贓舞弊。恐其中尙有別情。請將委員和爾景阿解任。同

領催人等。發直質訊。其霸州知州李汝琬。任邱縣知縣商衡。前任丁憂河間縣知縣盛鑑。均請革職。并領催跟役人等。交與軍機大臣嚴審確情具奏。所有肅寧縣告病知縣王汝木。業經降旨革職。令山東巡撫解直質審。其李汝琬・商衡・盛鑑。俱著革職。併案內有名犯。交與該督一併嚴審定擬具奏。」

(56)

「八旗入官老闊田地。向皆令八旗官兵認買。後因不肖之徒。私行典賣。諸弊叢生。始降旨。不准認買。租由官取。今旗人生齒較繁。如項田地。若仍由官取租。旗人產業漸少。於伊等生計無益。復降旨將入官老闊田地。加恩仍准官兵分買。並交戶部。八旗。查覈議奏。今又詳思八旗人衆。內有家奴者無多。分買之田。與京相近。尚易取租。倘分買之田過遠。告假取租。不但徒耗盤費。更恐百姓刁難。租銀得否。尚在未定。而每月錢糧。失扣存地價。於伊等生計。更屬無益。…」

(57)

「…四十四年分應徵租銀四十九萬四千八百餘兩。現據該督。除民缺未解銀十萬五千八百餘兩。實解到三十八萬八千三百餘兩。足敷普賞一月錢糧之數。俟命下之日。臣部行文。各旗赴部支領。此後每年…」(卷六十五土田志四土田規制、畿輔規制四)とあることによつて知られる。

(58)

「…俱按原定每畝該折租銀一錢五分之數。減半折給。…」(59) こうした方面に使用された一例として「欽定八旗通志」乾隆四十五年十一月の條の記載をあげると次の如きことが見えてくる。

「官賈收典旗地。自乾隆二十二年起。至二十七年。共賈回地一萬八千餘頃。共用過地價銀二百三十八萬。自二十三年徵租起。至四十三年止。每年租銀不等。共徵過租銀六百七萬八千七百七十餘兩。除歸還賈地原價銀二百三十八萬兩零外。餘銀三百六十萬兩零。經直隸總督。陸續奏用。修理城垣・普鑄經費・被災賑濟等項動用外。實存司庫用剩旗租銀八十九萬兩零。」

これによると乾隆二十二年から二十七年の間に回賈された旗地一萬八千餘頃に對する二十三年から四十三年迄の徵租額が六百七萬八千七百七十餘兩であり、その中から回賈費二百三十八萬兩を減じた殘額三百六十九萬兩中、二百八十萬兩が城垣の修理費や、普鑄費・被災者の賑濟等に使用されていたことが知られ、徵收旗租の用途の一端を示している。

(60) 前掲註(57)により未納租銀が四十九萬四千八百余兩中十萬五千八百余兩あつたことが知られるが、「高宗實錄」乾隆五十三年の十二月の諭によると

「現在直隸解到租銀。雖不足敷賞賚之用。但念該兵丁等。寒冬歲暮。生計維艱。著於節年積存項下撥補足數。…」

とあり、未納租銀が多いため、在庫銀を補足している状態である。又同書五十四年四月の條によると五十一・二兩年の缺旗租銀が二十四萬八千四百餘兩であつたことが記されている。同じく高宗實錄によると乾隆五十五年、乾隆五十六年ともに解到旗租銀が賞給の費に足らず、補足をしている状態である。五十八年も同様の事態が生じておらず、五十九年に至つては十二月に至

るも旗租銀が解到しないため、全額を部庫銀から動給している。翌六十年も前年同様な状態であり、同年八月の記載には乾隆五十三年以來六十八萬二千兩の旗租銀が未解到であることが見えている。このように旗租の徵收は、既に乾隆末年に於いて意の如く行われない状態であり、この傾向は嘉慶朝に至つてますます甚しくなっているのである。この原因として水害等の天災もあげられているが、そのほか旗租徵收に當る地方官胥吏より中央官吏に至る那移・侵蝕の弊があり、官吏の腐敗ぶりを示すものと言えよう。又佃戸の逃亡も大きな一因をなしているようであるが、これらの旗租徵收に關係する諸問題については後日機會を得てその詳細を述べることにする。

(東京大學文學部助手)